

淀川水系流域委員会 第11回淀川部会

議 事 録

(確定版)

日時：平成 14 年 1 月 26 日 (土) 13 : 30 ~ 18 : 30

場所：京都リサーチパーク 4 号館 地下 1 階バズホール

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは、これより淀川水系流域委員会第 11 回淀川部会を始めさせていただきます。

司会進行は、庶務の三菱総合研究所新田がやらせて頂きます。

本日は通常の部会と異なり、前半の部として、一般からの意見聴取の会を開催させていただきます。後半の部は、通常の部会と同様、会議の形式で審議をして頂きます。

なお、一般からの意見聴取につきましては、昨年末、淀川水系流域委員会全体として一般からの意見募集を行うということで、新聞広告やチラシ等で意見をお寄せ頂きました。その結果、合計で 239 件の意見を頂きまして、本日、そのご意見を資料としてつけております。この中から淀川部会として意見発表をお願いしたい方を、委員の方々から推薦して頂き、それをもとに部会長、部会長代理で判断頂きまして、本日の意見聴取の会で発表して頂く 10 名の方を選ばせて頂きました。

本日、前半の部では、資料のうち「発言にあたってのお願い」、「議事次第」、資料 1、青い表紙の「一般からの応募意見集」をご参照下さい。

資料 1 は、本日の意見発表者からの提供資料ということで、「意見 - 4 河川・湖沼における生物多様性の保全に係わる基本理念」という森脇様の資料。関西のダムと水道を考える会の「淀川の水利権の見直し」、摂津青年会議所様の「淀川親水公園計画提言書」、中西様から「淀川水系に期待すること」ということで資料を出して頂いております。後ほどの意見発表のときに、参考としてご覧下さい。

なお、本日は一般意見聴取に関するアンケートという黄色い紙をつけております。本日の会の進め方等ご意見をお伺いするものですので、部会終了後に受付横の回収箱の方に入れて頂ければと思います。

それでは、寺田部会長、よろしくお願いいいたします。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

今日は、いろいろ寄せて頂いた意見を、直接に聞かせて頂くということで、たくさんの方にお見え頂きましてありがとうございます。

この流域委員会は、徹底した情報公開という形でやってきているのですが、それは資料上の話であって、それだけではやはり不十分だといえます。意見を言いたいという方から直接に意見を聞かせて頂き、委員の方からもいろいろ質問もさせて頂いて、今後の議論に十分に生かせるように、ご意見を反映する形で議論を進めていきたいということから、少しでも早くこういう機会を持ちたいと思っていました。やっとこういう機会を持つことができました。皆さまのご協力のおかげだと感謝しております。

既に、琵琶湖部会の方では、直接に一般の皆さまからご意見をお聴きすることを行いました。淀川部会では今日が初めてで、明日は猪名川部会が同じような形で意見をお聴きになるということです。いよいよ、この流域委員会も、議論が中心的なところへ向かってきました。皆さまからの意見をお聴きすることで、より議論を活発化していきたいと思いません。

ご応募のあった意見をまとめた「一般からの応募意見集」という青い冊子がありますが、

非常に短期間であったにもかかわらず個人、団体を含めて 239 編のたくさんのご意見を頂きました。感謝を申し上げたいと思います。締め切り期限以後にも、ご意見をお寄せ頂いた方もあります。それは別途、また「委員および一般からの意見」として、委員の皆さまにはお配りしておりますし、意見集に入っていないくても十分に参考にさせて頂きたいと思っています。

今日は、たくさん意見をお寄せ頂いた方々の中から、限られた時間の中で、どれだけの方に意見を直接お聴きするかということで、いろいろ苦慮したわけです。少しでもたくさんの方に、それから、この河川管理と整備というものについての理念的な問題から、また治水、利水、利用、環境とあらゆる部分にわたって、できるだけ広くご意見をお聴きしたいということから、今日は、10 人の方にご意見をお聴きすることにさせて頂きました。

資料 1 の 1 枚目に、今日の発表者を決めた流れを簡単に書かせてもらっております。委員の皆さまに全部の意見の中身を見て頂いて、直接にこの方から聞きたいという希望を集めました。委員の皆さまの関心といいますか、ご希望を主にしながら、部会長と部会長代理、または庶務の方でいろいろ整理をした上で一定の候補者を決めさせて頂いて、本日の意見発表をお願いしました。

ただ、発表時間が短時間になってしまいます。申し訳ないと思いますが、そこは 10 人全員の方が十分に意見を発表できるような形で、皆さまにご協力をお願いしたいと思っております。どうかよろしく申し上げます。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは発表に先立ちまして、本日は資料 1 に掲げました発表順で、まず、前半 5 名の方にそれぞれ発表頂きます。そこで一旦、発表は打ち切りまして、その後、委員の方からのご質問ということで、30 分ほど時間をとっております。それが終わりました後、また後半の 6 番から 10 番の方に発表頂いて、その発表後、また委員の方から質問を行うという形で進めさせて頂きたいと思います。

発表にあたりましては、まず、前のマイクのある位置まで出て頂き、そこで発言をお願い致します。必ずマイクを通して発表をお願いします。発言の冒頭で、恐縮ですが、お名前とご所属をお願いします。発表のお時間ですが、1 人 6 分程度でお願いします。5 分を経過しましたら合図を行わせて頂きます。8 分になりますと、大変申し訳ありませんが、発言の途中でも、そこで打ち切りにさせて頂きますので、ご協力のほどお願い致します。

それから、発表が終わりました、委員からの質問の時間ですが、発表後、まとめて行いますので、委員の方は質問をしたい方に、何番の何々様ということで、声をかけて頂きたいと思います。

それでは、発表順の 1 番、枚方市の大橋様をお願いします。

意見発表者 (枚方市 (自治体) 大橋)

枚方市役所の大橋です。

この度は選んで頂いてありがとうございました。

まず、私の意見については、資料 1 の 4 ページで書いたものを補足する形で説明させていただきます。

まず、基本的事項について、若干触れさせてもらいます。枚方は、ご案内のように、いわゆる文祿堤の上にできた京街道の上に宿場町として発展し、舟運という形で町が大きくなってきたという歴史があります。そういう恩恵を受けた部分と、明治 18 年の決壊に象徴されるような被害を受けてきた部分と両方あります。そういうことも含めて、非常に淀川との関係は密接にあったという意味で、この委員会にも積極的に意見を出していこうといたしました。

特に、生物の問題、レクリエーションの問題、いろいろと各般についてあるのですが、レクリエーションでいいますと、枚方まつり等の花火大会、マラソン大会等のレクリエーション活動で河川敷を非常に有効に使わせて頂いていることには、大変ありがたく思っています。こういう意味で、大変貴重なレクリエーションの場になっています。この点については、流域委員会であまりふれられていないのは、大変残念だと思っております。

分野ごとの意見について説明させていただきますと、治水については今回堤防の質という問題について、国土交通省より情報を頂いておりますので、枚方市で平成 12 年に作り出したハザードマップ等とともに、これからいかに公表された資料を活用していくかが問題になっていくのではないかと思っております。決壊については、明治 18 年の決壊を知らない市民の方が市政モニターでいうと 6 割くらいになります。こういった点についても問題があると思っております。

それから、2 番目の利用の点での上水ですが、安心して水を飲んでいる人は少ないという実態です。市民の飲料水の水質への関心は非常に高いということで、そういう意味での情報提供や、検査の充実をお願いしたいと思っております。

それから、河川公園は現在枚方市内での都市計画決定は 223ha ありますが、供用済みは 47ha で整備率 21% です。その中では、施設広場地区だけが突出して整備が進んでいまして 64% というような状況です。野草広場地区、自然地区については、それぞれ 9%、7% という状況になっています。こういう整備実態から、施設広場地区のみが淀川河川公園であるかのような誤解を受けているのではないかと懸念も持っております。今後は、自然に触れ合えるような場の提供とともに、現在整備されている施設広場や、グラウンドについての確保をお願いしたいと思います。

舟運につきましては、枚方市が事務局をしています淀川舟運整備推進協議会として、意見応募 211 ページに意見を載せていますので、時間があれば触れたいと思っております。環境の面では、ゴルフ場については将来的に廃止という方向です。廃止については市議会でも決議がされております。それから、まちづくりの点では、スーパー堤防には大きな建築物が建っているという状況があります。景観的にどうなのか、委員の皆さまのご意見を是非お伺いしたいと思っております。事業の進め方につきましても、市役所との連携といった点で課題があるのではないかと思っております。それから、学習の点では平成元年に淀川ミュージアムなる構想を旧建設省の方で出されておりますので、整備をよろしく願いしたいと思っております。

舟運については現在、淀川の本川でいわゆるイベントやお祭りというのは殆どされていないという状況です。生活の場から川を遠ざけてきたということを見ると、川を身近な存在に感じるという意味で、舟運の復活というのは重要になってくるのではないかと思います。現在、枚方船着き場ですら十分な活用ができないという点で、ご一考頂きたいと思っております。

まだまだ言いたいことはありますが、これで終わりたいと思っております。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

続きまして、森脇様お願いいたします。

意見発表者 (大阪府交野市 (個人) 森脇榮一)

交野市から参りました、建設会社に勤めております森脇です。

私の意見は資料 1 の 5 ページからですが、6 ページに、「治水に対する基本理念」を掲げています。これは、現在の憲法の精神を実現する河川法の精神から言ひまして、ここに書いてあることは譲れないところです。

それから「意見 - 3」, 7 ページですが、これは琵琶湖や淀川の水質のことを書いていますが、省略させていただきます。

今日は、「河川・湖沼と生物の多様性に関わる基本的理念」ということでお話しさせていただきますと思います。「意見 - 4」という資料 1 の資料に従って説明させていただきます。

私は、望ましい流域環境を形成するためには、基本理念を持って河川整備計画を策定しなければならないと思ひ、基本理念を提出させていただきます。「意見 - 4」の 4 ページをご覧願ひます。参考資料に「水と緑の生物の回廊」を取り上げていますが「九頭竜川水系環境検討委員会」での畑先生の提言から、栄養塩類の循環に注目した川づくりの基本理念が必要であるということをおぼつかして、一緒に河川事業、環境等に取り組んできた人たちに伝えたいと思ひ、教科書的に取りまとめ、これを抜粋したものです。これを説明したいと思ひます。

1 ページに返って、「生物の営みと栄養塩類の回帰・循環」につきましても、地球上では海域、陸域の各ビオトープにおいて、生産者、消費者、分解者によって栄養塩類の回帰が行われています。さらに、これらのビオトープの間で栄養塩類が循環して、生物は生存を続けているわけですが、これは生物の一般常識ですが、6、7 ページに図で示しています。それから、リン循環の歴史的な変化ですが、陸上に生物が生存していない時代には、陸地から海洋への水の流れとともに、一方的な栄養塩の流れでしたが、河川を溯上するサケ・マス、魚類を捕食する鳥類の出現によって、逆向きの、海洋から林野へのリンの流れが生まれてきました。従って、現在では水循環と生物移動系に支えられて、海洋、河川、林野でのリンの循環が行われています。

それから、2 の「2) 栄養塩類の循環と生態系の拡大について」をご説明します。海洋のリンと栄養塩は海洋の動植物を育て、これらをサケ・マス等が捕食して、数千倍の体重になって川をさかのぼっていきます。これが有機質、栄養塩を海洋から陸上奥深く運搬する

ことになるわけです。それと魚類、水生昆虫、鳥類等の行動が海洋から林野へのリンの流れを生み、各ビオトープにバイオマスが蓄積されることによって、陸域、海域での動植物の豊かな多様性が創造されました。従って、河川整備計画では、生物が長年築き上げた豊かな生物多様性を保全復元するものでなければならないと思います。

別添資料の 8 ページをご覧ください。ここで、陸域植物が栄養塩類の移動に果たす役割を記述しておりますが、栄養塩類の陸上への移動を担う水生昆虫のほか、産卵の場となる草木帯、これは谷田委員の水辺の生態学等々から丸写しさせて頂いたものです。

それから、2 ページに戻りまして栄養塩類の循環の問題と基本理念ですが、栄養塩類の健全な循環は、海洋から山林に接続する、草木と魚類の昇降が可能な河川により確保されます。しかし、現在は都市開発等により、その機能が損なわれています。従って、淀川水系の豊かな生物多様性を保全するためには、海洋ビオトープから陸域ビオトープへの健全な水循環と栄養塩類循環を再生すること、すなわち「水と緑の生物の回廊」を構築することが重要です。

2 ページの 4. に「水と緑の生物の回廊」として当面実施すべき施策について」を書いております。それから、3 ページの 5. には「長期展望により実施する施策と課題について」を書いております。時間がないので、お読み頂ければ幸いです。

庶務（三菱総合研究所 新田）

続きまして、伊賀広域水道事業促進協議会の大井様、お願いいたします。

意見発表者（伊賀広域水道事業促進協議会（組織・団体） 大井千浩）

私は伊賀流忍者発祥の地であり、俳聖松尾芭蕉生誕の地でもあります伊賀から参りました、伊賀広域水道事業促進協議会の幹事長をしております上野市の大井千浩です。

住民生活と産業基盤を支える木津川の水利用の観点から、淀川水系の上流に建設中の川上ダムの早期完成につきまして意見を述べる機会を頂戴しましたことを、まずお礼を申し上げます。

さて今回、水利用を考えておりますのは、一級河川淀川水系の木津川の源流に位置をいたします三重県上野市、伊賀町、青山町、阿山町、大山田村、島ヶ原村でして、人口が約 100,000 人、自然に恵まれた歴史と文化の豊かな地域です。ちなみに、この 1 市 5 町村に人口 85,000 人の名張市を加えて、伊賀地域と呼ばれているところです。

地域内には木津川、柘植川及び服部川の 3 大河川が流れておりまして、古くから氾濫を繰り返しながらも、その水の恵みを享受し、種々の産業文化の発展とともに流域住民の生活が営まれてきたところです。特にこれらの河川は、人と川、自然、そして人と人の交流の場でもありまして、1855 年の安政の大地震で岩倉峡谷が崩壊をしまして川幅が狭隘となるまでは、現在の上野市長田に船だまりと船積み荷物改め所がありまして、ここから、米とか種油、傘を初め、多くの物資が船便で大阪まで運搬をされており、地域の経済、文化、歴史の形成に大きな役割を果たしてきたところです。

当地域の水道施設は、これらの河川の表流水と伏流水、及び地下水を水源といたしまし

て、3つの上水道と18の簡易水道が運営をされておりますが、概して小規模なものが多く、その稼働率も大変高くなっているという状況です。水道事業者は地域住民や工場等の水需要に対処するため、安全でおいしい良質な水道水を安定的に供給するために老朽管の更新、未普及地域の解消、水質検査体制の充実等に努めていますが、冬場になりますと、近年の少雨傾向も要因の1つと考えられますが、地下水の湧き方が鈍くなる等、水道水源の枯渇が進んできており、所定の取水量の確保に苦慮している状況があります。

一方、当地域でも生活様式の多様化、また、遅れていました下水道による生活環境整備、並びに上野新都市ほか、各種の地域整備等が進んでいます。そんな中、当協議会構成市町村は、将来の下水道基盤の整備に伴う水需要、水道未普及地域への給水、不安定な水源で運営をしています簡易水道の統合、地震・湧水に強い水道の構築等、将来に増加が想定されます水需要に対応するため、県に対して環境に配慮した水資源の確保を積極的に進めて頂くよう要請をしてきました。

三重県はこれにこたえて、木津川上流の青山町で水資源開発公団により建設中の川上ダムを補給水源とする県営水道用水供給事業を根幹的施設に位置付けました、「三重県西部広域圏広域的水道整備計画」を策定頂くとともに、給水対象を当該1市5町村、計画1日最大水量48,500 m³/s、給水開始予定を平成17年4月とする伊賀水道用水供給事業を平成10年度から実施頂き、現在に至っているところです。このように伊賀地域のさらなる発展と地域住民の暮らしに欠くことができない水資源の活用を図るため、国、県及び関係市町村が一体となり、現在、その施策を強力に推進しているところです。

また伊賀地域では、現在、市町村合併に関わる任意の合併協議会が組織されておりまして、住民説明会が行われる等、地方分権を確立するための行財政基盤の強化を図る取り組みが進められています。水道の分野におきましても、スケールメリットによる経営の効率化や水資源の有効活用を図る上からも、川上ダムの早期完成は、当地方の発展に大きなウエートを占めていると考えます。

つきましては、淀川水系の治水効果が図られるとともに、流域内の水資源が新規に開発される川上ダムにつきまして皆さま方のご理解、ご協力を賜り、その効果が発揮できる日が一日も早く訪れることを切望する次第です。委員の皆さま方におかれましては、何とぞこの旨をご理解頂き、格別のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

庶務（三菱総合研究所 新田）9

続きまして受付番号68番の坂様、お願いいたします。

意見発表者（大阪市大阪府（個人） 坂道夫）

私は淀川右岸の東淀川区に居住している一市民ですが、現役中に大阪市の職員として勤務しました体験、及び晩年には枚方の左岸水防組合に勤務しました経験もあります。

昨年9月10日開催の第7回淀川部会におきまして、淀川左岸水防組合の松永さんが水防団について説明されたのを伺い、それを補強するために意見を応募した次第です。しかし、役所等から頼まれたわけでもなければ、相談したわけでもありませんので、全く個人の意

見としてお聞き頂きたいのです。

要旨は簡潔に書きあらわしておりますので、資料 1 をご覧頂ければ、おわかりの通りですが、誤植があります。資料 1 の 10 ページの下から 8 行目、 の項目の「直接所属部署の警察等」と書いてありますのは、これは「警備」の誤りです。それから、 番の項目の下から 4 行目、「当該市町長は部内で担当の対応措置」と書いていますのは、「相当の対応措置」の誤植です。

要は、高齢化及び都市化に伴う水防団員の欠員増を解決するには、公募をするよりも、当該市町の職員を水防組織に組み入れることを公認化すればよいという趣旨です。これは国からご指導を頂きたいとも書いてありますが、何よりもまず、当該市長さえその気になれば十分可能であるということをご承知して頂きたいのです。先例があります。例えば、終戦直後における発疹チフス防疫対策や、或いはガス爆発事故等、もちろん第 2 室戸台風、ジェーン台風等の際には大阪市を挙げての実績があります。

現在水防団員は確かに高齢者が多く、あれでは役に立たないのではないかというご批判がありますが、決して無能ではありません。水防団は、存在すること、組織されていること自体に意義があることを強調したいのです。それを皆さまにおわかり頂きたいと思ひまして、ここに意見を申し上げる次第です。

大阪市は消防団がないものですから、その組織に失敗したのではないかというご意見を伺ったこともありますが、決してそうではありません。終戦後、警防団を防潮水域の水防団に組織がえしまして、先ほどのジェーン台風、或いは第 2 室戸台風において成果を上げた功績は十分尊敬できるものであると思ひます。私は水防団員の、殊に分団長クラスの方々には、模範的なリーダーとして立派な活躍をしていらっしゃることを特に強調しておきたいのです。その点をご理解頂きますようお願いする次第です。

簡単ですが、私の補足にかえさせて頂きます。どうもありがとうございました。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは、受付ナンバー 107 番「関西のダムと水道を考える会」の浦野様、お願いいたします。

意見発表者 (関西のダムと水道を考える会 (組織・団体) 浦野穩正)

関西のダムと水道を考える会の浦野です。意見発表の機会を頂きまして、ありがとうございます。

まず、最初に 2 点だけお断りしておきたいのですが、資料 1 の 2 ページ目の意見発表者一覧表に私どもの発表が、「治水」と「ダム等」の両方の欄に丸印が入っておりますが、今回の発表につきましては、治水については全く触れておりませんので、その点ご理解頂きたいと思ひます。もう 1 点が、資料 1 の 11 ページの意見書の順番のとおりには説明せずに、パワーポイントを使いますので、前のスクリーンを見て、説明を聞いて下さい。

当会からは、淀川部会関連としまして、「淀川の水利権の見直し」と「大戸川ダムの見直し」という 2 件の意見書を提出しています。今日は「淀川の水利権の見直し」を中心に説

明させていただきます。

現在、淀川は水あまりの状態にあるのですが、にもかかわらず、7つのダム計画が推進されようとしています。

7つのダム計画とはこれらを指します。

淀川3川合流地点下流の大阪府、阪神水道、箕面市、西宮市といった水道事業体は現在こちらの7つのダム計画に参画し、上水道の水利権の獲得を図っています。大阪府の463,000 m³/日を始めとしまして、合計約63万m³/日となっております。大阪市は既にあり余る水利権を持っていますのでダム計画には参画しておりません。ちなみに、この淀川部会の対象エリアに入っているのは、大戸川ダムと川上ダムの2つです。

次に、水利権と実際の水使用状況を見てみたいと思います。これは平成11年10月17日の朝日新聞の朝刊に掲載されました、淀川3川合流地点下流における水利権とその使用状況の表を抜粋したものです。この記事については配付されていますのでお読み下さい。ちなみに、上水道、工業用水は平成9年度、農業用水は平成10年度の値をとっています。ここには出ておりませんが、これ以外に、河川維持水として約600万m³/日があります。今回私どもの会で調査しましたところ、データとして最も新しい平成12年度においてもほぼ同じ内容でした。

この表は、水利権者ごとの水利権量(日量)と当該水利権者の一日最大取水量、つまり1年で最も取水量の多かった日の取水量、さらに、その両者の差を未使用量として示しています。未使用量の欄をずっと下に見ていきますと、淀川の水利権は基本的に水余りの状態にあることがご理解頂けると思います。

次に、主だったところを個別に見ていきたいと思いますが、大阪市の上水は、昭和40年代以降の大幅な人口減少のために、その結果として水利権が過大な状況となっており、未使用量は70万m³/日にもものぼっています。

次に、大阪府の工業用水のところですが、企業の節水努力等によりまして32万m³の未使用があり、もしこれを上水に用途転用すれば、それだけでも丹生ダム、大戸川ダム、安威川ダムの3つのダムが、少なくとも利水上に限っていえば、不要となるという計算になります。農業用水についても、淀川沿川地域の農地の宅地化や減反の推進によって、65万m³/日もの未使用部分が発生しています。これらを合わせた全体の未使用部分の合計は、実に282万m³にもものぼっています。

7つのダムの獲得予定水利権は63万m³/日であり、いかに大きな量であるかは一目瞭然だと思えます。計画中の全てのダムの獲得水利権の合計をはるかに上回る水余りの状況にあるということをご認識頂きたいと思えます。

これらのダム計画を推進する前に、水利権の調整や用途転用によって対応できないか、当流域委員会・淀川部会においても十分ご議論、ご検討を頂きたく、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、前半の1から5番までの方が終わりましたので、これから質問をお願い致します。

ます。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

発表者の方には、短時間でなかなか意を尽くせなかったと思いますが、委員からの質問時間を 30 分くらい予定していますので、その間に十分に、足りなかった点を補充してもらいたいと思います。

枚方市は、ご意見の中に、河川敷とか河原というものを再生することが必要だとお書きになっています。多分おっしゃろうとしているところは、部分的に、例えばワンドを作るとか復元するとか、水辺や植生の保全をするような箇所をこぼこぼと作るということではないだろうと思います。しかし、他方で公園としての利用とかレクリエーションのための利用も進めたいという声もあります。それをどのようにしたら両立させることができるのか、何か提案がありであれば、是非お聞かせ頂きたいと思います。それが 1 つです。

もう 1 つは、まちづくりとの関係の部分ですが、淀川の下流の方は、本当にたくさんの密集地帯の中を流れているわけです。ですから、もしも洪水、氾濫した場合の被害は大変なものだろうと思います。そういうものに対する被害をなくすという防災的な視点からいえば、非常に頑丈な高い堤防をつくるということも、もちろん 1 つの案です。しかしそれでは、どこまでやれば十分かというようなことはなかなか難しい問題であって、そうすると他方で、やはり万が一の場合に備えた土地の利用、建築規制とか、そういうことにかかわってくる問題なのだろうと思います。

そうしますと、都市計画の主体である自治体の皆さまが、防災的視点から、土地利用と都市計画をどのように見ておられるのか、防災的視点から見るということがあるのかどうか、できれば 2 点にわたってご意見をお聞かせ下さい。

意見発表者（枚方市（自治体） 大橋）

まず 1 点目ですが、河川の真ん中の部分、いわゆる低水路と低水路護岸は、河川公園の対象に入っていません。堤防の法尻から、たしか 20m は保安区域で、ここも河川公園の対象になっていません。堤防はいうまでもありません。

そうすると、極めて幅の狭いところでしか河川公園の事業はやっていません。そういう意味では、自然と触れ合える場所を創出する環境という意味での低水路護岸ですとか、そこを例えば複断面化するというのであれば、まず断面的に、対象になる部分がたくさんあると思います。その部分についての努力、工夫については、実験的な取り組みがようやく始まったばかりではないかという気がしています。そういう面で、これからの河川公園のあり方、つくり方の部分では、大いに可能性は高いのではないかと期待しています。

それから面積的にいいますと、枚方は 223ha の都市計画決定のうち、施設広場として併用されているのは 24ha で、全体の 10 分の 1 しかありません。自然と触れ合える野原と言った方がよいのかもかもしれませんが、野草広場にできる区域が、137ha くらい残っていて、まだ手がついておりません。大部分がゴルフ場なのです。いわゆる河川公園の対象になり得る区域がまだあるということです。そこについて、新しい工夫をしていけば、十分自然

と触れ合える多様なレクリエーション空間、自然に触れ合える空間はできてくるのではないかと思います。

それから、まちづくりについては、住宅が密集している区域が非常にたくさんあります。洪水対策の 1 つの手法としてスーパー堤防が言われていますが、現状ではスーパー堤防は枚方辺りでいえば、市街化調整区域のような殆ど人が住んでいないようなところもあります。人が多く住んでいる枚方駅周辺部分についてのみ、ようやく事業が始まったところですので、まだ十分な蓄積ができていないと思います。

枚方市の行政からいうと、市街化調整区域というのは積極的に市街化をするところではありませんので、そこについての事業化を市で取り組めと言われても、今のスキームからいうと対応できないことになるのかと思います。

一方で、市街化区域にスーパー堤防を事業化するというのは非常に有効なのですが、大規模建築物群が並んで、枚方からいうと北摂の山々が見えないとか、川に立ったときに圧迫するような建築物がくるといようなことで、本当によいのだろうかという懸念を持っています。スーパー堤防上に大規模建築物が、右岸側、左岸側、30 数 km にわたって並ぶという姿は、私は異常だと思います。

そういう意味で、スーパー堤防に代わるといいますか、現行でやれるのであれば、まさに堤防の強化というのは、今、全て土でつくっているわけですから、違う事業の手法もあるかと思います。そこはもう事業の選択だと思いますので、緊急性が高い部分について、スーパー堤防をするのか、違う事業手法をするのかというのは、都市行政と河川行政とが、どういう選択をするのか、総合的な場というのが要るのではないかと思います。

谷田委員（委員会・淀川部会）

枚方市の方に質問ですが、ゴルフ場は基本的になくすということで、具体的なステップを踏めるわけですか。

意見発表者（枚方市（自治体） 大橋）

ゴルフ場については、市役所が今まで決定プロセスに参加させて頂いたことはありません。河川管理者が許可をしています。ただ最近、河川の占用の取り扱いが変わり、沿川の自治体に意見を聞いて頂けるというお話を伺っています。そういう段階で、ゴルフ場廃止の方向、農薬の中止の問題、ゴルフ場の向こう側、川側の低水路護岸のワンド整備されたところへのアクセス通路の確保ですとか、そういう部分については十分担保できていない部分がありますから、今後、市の意見として提出するようなことになるのではないかと思います。

小竹委員（淀川部会）

汽水域のゼロメートル地帯では、スーパー堤防は不可能です。洪水時の浸水深を 9.70m と考えれば、1 階、2 階は水没してくるわけです。3 階以上の建物に対して、平生のときから契約して、いざというとき、おじいちゃん、おばあちゃんを含めた病弱者を 3 階建ての

こことここへ避難するというように、すぐに実行できる提案を出すことが必要ではないかと思えます。そうすると、ゼロメートル地帯でも避難場所は、学校の建物を含めて結構あると思えます。しかし、平屋建てと地下とは、これは仕方がないですから、皆さまのお知恵を頂いて、こつこつ何年かかっても防災対策を進めていかなければならないと思えます。ですから、ゼロメートル地帯では、それだけの覚悟と対応がいろいろあると思えます。

渡辺委員（淀川部会）

舟運の復活のお話がありましたが、淀川水系や他のところで、舟運の復活ということ、最近具体的に計画に上げられる等、いろいろ聞きます。枚方市の場合、舟運の復活の件については具体的な形で計画が上げられていますか。

意見発表者（枚方市（自治体） 大橋）

舟運については、今の枚方市の財政状況からも、自治体が直営し、舟を買って船員を雇って舟を動かすという施策の方向ではないと思えます。民間事業者が参入できるような基盤づくりを進めていく、それは河川管理者にしる沿川側の自治体にしる、そういう意味での社会的な環境づくり、それから物理的な、構造的な環境づくり、両方要るのだと思えますが、そういう方向で取り組むべきだと思っています。

平成 12 年くらいから、実験的なイベントや体験乗船会等を始めながら、どのような問題があるのかを今洗い出しているところです。いろいろ困ったこともありましたが、現実問題としては、例えば毛馬の閘門というのは、従前、土日は通れないと皆さまは思っていたのですが、そういう活動の中で土日も活用できるようになってきたとか、そういう意味で 1 つずつハードルが低くなってきていると思っています。まだまだやるべきことはたくさんあるのではないかと思います。それは「一般からの応募意見集」の 211 ページに淀川舟運整備推進協議会の方でもメモにしていますので、ご参考にして頂ければと思えます。

塚本委員（委員会・淀川部会）

枚方市の大橋さんのお話を伺っていて、大橋さん自身が行政としていろいろ意見を述べられたように思えます。例えば、こうあって欲しいとか、こうしたいというときに、住民側の声ですね、こういう協議会を持った、こういう話し合いをしてこういう矛盾もあるのだけれど、こう決定したのだという声が聞こえてくれば、私はもっと理解できると思えます。

今まで、いろいろな不合理が起こってきたのは、やはり行政自身が単独でやっていったという部分があるかと思えます。議会システムがあり、例えばこういうことをやろうと言ったら、本当にいろいろ考えずに、はんこだけ押して人の同意が集められたというような状況はあるわけです。今、まちおこしとして、或いは住民の人たちが意見を出すと、そこには必ずお互いに矛盾があるはず。相反することがあるはずなのだけれども、そういうところのまちおこしというのですか、その辺がもしあれば、聞かせて頂けますでしょうか。

意見発表者(枚方市(自治体) 大橋)

枚方市としては、平成 12 年に、舟運のシンポジウムですとか体験乗船会で、いろいろなアンケートをとりながら進めてきております。そういう中では、舟運の復活についての期待感を把握したり、市の市政モニターの方々から意見を頂いたりするような形で、どのような使い道を期待しているのかというモニタリングをおこないながら進めているつもりです。ですから、体験乗船会ですとかイベント的な形の中で、問題意識なり何なりをつかまえようという努力もしているつもりです。

確かに言われるように、それ以外の部分でのマイナスの部分は何があるのかというのを勉強する必要はあろうかと思えますし、それについて技術的に、ないしは社会的に問題が解決できる道があるかどうかという問題も、短兵急には出来ないとは思いますが、少なくともそういう意味での取り組みはしていこうと思っています。

塚本委員(委員会・淀川部会)

少し私の説明が悪かったのですが、堤内と堤外というのですか、川の中と町そのものの連続性というのをやはりこれから考えていかなければならないと思います。川に対する注文とか、川に対するという場合には、必ず町そのものがどういう状態に持っていかれるのだというお話ですね。それと、住民の人たちが本当に積極的に、町自身に対しての動きがあるのかどうかとか、そういうことはひとつ大事なことだと思います。というのは、あまり声が出ないところで行政が主導する場合というのは、ある意味では本当に問題解決になっていかない部分も今まで非常に、過去にあるのですから。その辺で、先ほどお聞かせ願ったかったのは、町そのものの将来計画とか、いろいろなおこし方というのが、おありですか、また起こってきているのですかということをお聞きしたかったのです。

意見発表者(枚方市(自治体) 大橋)

市の総合計画では、いわゆる集客交流という意味での舟運というものを、幾つも交流促進政策はありますが、そういう中で舟運を位置付けしています。

川上委員(委員会・淀川部会)

森脇さんにお尋ねします。

琵琶湖・淀川水系を「水と緑の生物の回廊」に回復して欲しいということにつきましては、私も全く同感です。海と川と山の連続性を考える、再生するということは大変大切なことだと思います。この河川整備計画で、魚の上りやすい川づくり、瀬、ふち、ワンドの造成、河畔林の整備ということを挙げて頂いているわけですが、例えば淀川大堰とか高山

ダムとか、魚の溯上にとって障害になっているものがいっぱいありますが、具体的にどこをどうしたらよいとお考えになっていますか。

意見発表者(大阪府交野市(個人) 森脇榮一)

河川整備計画は 30 年後程度を見越していますので、どうしても現実を踏まえてつくることになります。将来、100 年後には人口が半分になりますから、堤内側に公園をつくられることになるでしょう。そうすると、生物の住みよい河川環境の範囲を拡大できるので、将来につながる河川整備計画を考えていくべきだと思います。

従って現実を踏まえて、生態的回廊を造るようにしなければなりません。具体的には、淀川大堰、現在アユもかなり上っています。しかし、あの魚道では不満だと紀平委員も言っておられましたが、そういうものは積極的に改善に取り組んで頂く姿勢が必要かと思えます。

それから、資料 1 の私の別添資料の中で、「当面実施すべき施策」を、1 つずつ記載していますが、そういった河岸の整備等が当面実施すべきであると思います。特にワンドは、今まで河川は堤防がなくて乱流して流れていました。そうすると、大きな洪水が来ても、遊泳力の小さい魚も流されないような状態の場所があったのですが、堤防で一部分に流水を集めましたから、流水域に棲む魚は泳ぐ力が弱いので流されてしまいます。従って、ワンド等をつくって、ワンドの周辺に草を生やして、小さい魚が流れないように、人間が考えてやらなければいけないと思っています。いろいろ堰やダムがありますが、魚が上りやすい構造を検討して実施するのが当面の取り組みだと思います。

川上委員(委員会・淀川部会)

河畔林について、今回、一般の方々から頂戴した 200 件あまりのご意見の中にも、洪水時の流下障害になるので伐採すべきだという意見も出ていましたし、また、森脇さんのように河畔林を大切にしたいというご意見もあります。非常に流域委員会としても悩ましいところです。その辺はどうお考えになりますか。

意見発表者(大阪府交野市(個人) 森脇榮一)

資料 1 の 6 ページ「意見 2」のところで治水の必要性は十分お話しをさせて頂いています。将来の話ですが、人口が半分になる頃には、土地利用をうまく誘導して河川の堤防を幅広く作るということが必要ではないかと思っています。今、スーパー堤防は自然のためにつくっておられるわけではなくて、宅地開発とあわせてつくっておられる状況です。それは場所によりけりですが、自然を対象にしたスーパー堤防があってもよいのではないかと、思うわけです。それは今すぐにできるものではないのですが、これは琵琶湖部会の小林委員が言っておられましたが、堤防の上に河畔林をつくれれば、手間もかからないし生物のためにも非常によいと、私はこれを支持し、将来は進めていくべきではないかと思っております。

榎村委員 (淀川部会)

関西のダムと水を考える会の浦野さんにお聞きしたいと思います。淀川の水利権の見直しや用途転用を図ることで大幅な水利権の融通が可能であるということで、今、数字を見せて頂きまして、大枠の数字ではなるほどと思いました。

今度は、非常に具体的な、必要とする地域と水源地という関係があると思いますが、どのような水利権の見直し、或いは用途転用を図ることによって、例えばどの地域がどのように再分配されるのかというようなところまで、何かご研究とか調査をなさっておられたら教えて頂きたいと思います。

意見発表者 (関西のダムと水道を考える会 (組織・団体) 浦野穩正)

そのようなデータは、現在は持っていません。

将来の水需要というのは、裏づけがあるとは思えない部分が非常に多くあります。水源がどこであって、どこから水を引けばよいというような具体的な話をする以前に、その将来の水需要という中身の方をもう少し検討していかないと、本当にそういう水需要が起ってくるのか非常に疑わしい部分が多いと思います。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

現時点ということをお考えするとき、そうなのかも知れません。それから、恐らくこのダム問題というのはもう少し後にしっかりとやらないとだめだと思います。浦野さんが出してこられた数値と、やはりダムをやりたいという方の数値とをしっかりと出してくると、多分違いがあると思います。この違いの中で、どう現実を見ていくかということが大事だと思います。

もう一つは、例えば、今までの 3、40 年の政策のあり方です。宅地造成とか、そういうことで土地をどんどん使っていったという経緯があります。では、これからもっと暮らしそのものから考えていこうという場合に、今度は農業生産物とかをもう一度復元していくと考えるということもあります。そういうときに、かつての水利権の生きていた意味というのをもまた浮かび上がってくるということもあります。でも、本当にしっかりやっておられると、私はとても感服しました。

それからもう一つ、今度は話が変わりますが、水防の方にお聞きします。3、40 年前の、伊勢湾台風があった頃の水防団と、今のなかなか人が集まらないという状況というのを、もう少し本音でお話が聞ければありがたいと思います。

意見発表者 (大阪市大阪府 (個人) 坂道夫)

お尋ねの趣旨を深く理解しているかどうかは知りませんが、高齢化とか欠員が多いというのは地域ごとに異なりますので、全体に全て憂慮すべき事態であるとは考えておりません。個々の分団ごとに状況を把握して、それを補強していけば、十分に対処できると考えています。お答えになったでしょうか。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

すみません。そしたらもう少し絞りますと、どのように状況が変わってきましたか。淀川の大下津の方でも、やはり水防団のなり手が少ないというか、システム化すれば別ですが、村で守っていききたいという意識が薄れてきたという、いろいろな理由を伺っているのですが、その辺はいかがですか。

意見発表者 (大阪市大阪府 (個人) 坂道夫)

農村部については、私はつまびらかにいたしません。地域内におきましては、地域外へ通勤している人が多数であって関心が少ない、地域内に残っている人がだんだん高齢化してきていると考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

ありがとうございます。多分共通の状況の変わり方があると思います。河川美化団体も、やはり高齢化して後が続かない状況もお聞きしてしまして、その辺はもっと現状を、以前と今との違いが何であるかというのは私も調べていきたい、しっかり知っていききたいと思っております。

荻野委員 (淀川部会)

関西のダムと水道を考える会の方に 2 点だけご質問させていただきます。

確かに、農業用水、工業用水の転用を含めて水利調整をするということは、今後非常に大事なことになるかと思えます。さらに、このように水利権から最大取水量を差し引きしますと、上水道の需要の伸びも見直しが迫られてくるのではないかと、確かにそう思います。一方で、伊賀の広域水道では川上ダムについて非常に期待感をお持ちになっています。それぞれ地元においては、ダム建設について非常に期待感を持って考えられているし、水というのは広域で計算すると確かに過剰傾向にあるのだらうと思えます。ただし、地域的にはまだまだ足りないところがたくさんありますので、ばさっと一発で、このダムは全部要らないとか、これはどうだということは言いにくいのではないかと思います。多分、伊賀の方がおっしゃったことも当然頭に入れていかなければいけない問題ではないかと思えます。これが 1 点です。

それから、水防に関してのご提言は、多分、水防団の団員が高齢化されて機能を果たせないような状況であるということであるから、水防団の機能を、人的資源として市町村の職員がかわってやれということが趣旨だらうと思えます。しかし、枚方市の方は治水の問題に触れられたのですが、水防に対する市町村の意識があまりないのかなと感じました。地元住民と市町村職員とで、例えば水防という問題でコミュニケーションがなされているのか、なされていないのか、お聞きしたいと思えます。もともと水防というのは水利組合の一環の仕組みでつくられたものですから、当然、水利組合が衰退化すると同時に水防組合もだんだん衰退化するのもあるのですが、多分、枚方市や寝屋川市は、淀川右岸、左岸、

両方なのですが、市町村の職員が水防団の一部を担うべきだということには、私も賛成ですし、そういうコミュニケーションを今後益々やっていかなければならないと思います。もし枚方市の方がそういうお考えをお持ちでしたら、どう思っておられるかお聞きしたいと思います。

意見発表者(枚方市(自治体) 大橋)

治水というか、今言われた点について言えば、現在までは当然、左岸流域で各種団体と地域防水会議や水防演習などをきっかけにコミュニケーションを従前からしてきたわけです。しかし、水防団活動の課題を現在的にどう翻訳していくのかについては、十分まだ議論されていないのではないかと思います。

市役所の方も、残念ながら行政改革の関係で、職員を大幅に減らしていこうとしています。市では水防機関と連携して水防活動にあたることにしていますが、今後、そういう中で、有効な活動がどういった形で担保できるのかについては、正直、今お答えができるような状況にはありません。

ただ、先ほど発言させてもらいましたように、堤防の質という部分についての情報が初めて出始めているので、弱い部分というのは従前以上にはっきりしてきているわけです。そういう意味で、効率的な活動というのはできないのだろうかというのは、私の個人的な着想として持っています。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

関西のダムと水道を考える会の方に質問します。

資料1の中に書いてあるのですが、全体的な水利権等、それから最大取水量、未使用量というのは、計算上、データ上はこれでよくわかるのです。異常湧水時における必要性和利水という視点からのダムの計画という部分について、過去の記録的な湧水の場合のことをお書きになって、その場合の琵琶湖の水位がマイナス1.23mであり、それくらいしか下がらないとあります。従って、淀川の沿川全部、湧水被害というのは非常に軽微であったということをお書きになっていると思いますが、具体的にどの程度の被害だったのか、それが軽微だと言い切れるものかどうか。その辺、もう少しコメントしてもらいたいと思います。それが1つです。

それからもう1つ、冒頭に言われましたように、「関西のダムと水道を考える会」では治水という面からはダム問題ということは何ら触れておられないのですが、もしも治水という面からのダムについての考えがあれば、参考にお話し頂きたいと思います。

意見発表者(関西のダムと水道を考える会(組織・団体) 浦野穩正)

一昨日の1月24日の琵琶湖部会で、寺川委員から丹生ダムの関係でご報告がありました。水資源開発公団関西支社の淀川水系平成6年湧水記録の中に、平成6年の湧水では、琵琶湖水位が史上最低であるBSL、琵琶湖標準水位マイナス123cmを記録したにもかかわらず、時間断水等の大きな影響は生じなかったと出ております。

それと、琵琶湖総合開発が 2 兆数千億円で行われたはずですが、マイナス 150cm は普通の状態です。そこまで下げられる状態であり、補償対策の水位として、さらに 50cm 加えたマイナス 200cm までは琵琶湖の水位に問題なく、民生や産業がやっていけるような状況になっているということで、そのくらいで第 1 点はお許し頂きたいと思います。

治水面につきましては、私個人は十分にまだ勉強できておりませんが、ダムの場合には、個々のダムの想定されている状況を超える雨量が集中的に降った場合の超過洪水といった問題は、ダムをつくったことによってかえって危険性を増すということがあると認識しておりますが、それ以上の知識は現時点、私は持っていません。

有馬委員（淀川部会）

森脇さんにお尋ねしたいのですが、膨大な量のご意見で中を全部理解するというのは大変なことですが、資料 1 の 5 ページの下の方にあります「4) 河川に親しみ、生物との触れ合いを通じて」云々、せめてそここのところだけでもと思いますが、これは私も全く同じ考えです。

「自然保全地区を徹底的に保全する」それから「野草広場地区に河川敷自然植生を主体とした」という、これは何が何でも今の淀川に整備しないといけないものだと考えています。自然保全地区、野草広場地区、もう 1 つ施設公園というのがありますが、これは施設広場地区ですか、そういう地区という分け方を 1 つは見直さないといけないだろうと私自身は考えています。ここで森脇さんがおっしゃる自然保全地区の徹底的な保全が、今、どうなっているのかというと、自然保全地区というのは物すごい荒れようで、その荒れようの原因というのは、一にかかって高水敷というものができたということにあると思います。というのは、洪水による攪乱がなくなったということに 1 つ大きな原因があると思います。

野草広場地区の植生を考えてみますと、河川敷の自然植生と言えるものは、同じような理由で何にもないのです。何もなくて、では裸地かというと、葛や、その他蔓植物が蔓延したりしている。それはとてもではないが河川敷の自然植生と言い得るようなものではありません。これを回復してやらないといけないと思いますが、そここのところは私自身一番悩むところです。また、これは攪乱を持ってこないといけないのではないかと考えるのですが、その辺りを森脇さんはどうお考えでしょうか。

意見発表者（大阪府交野市（個人） 森脇榮一）

私の個人的な考えです。おっしゃったように「淀川水系工事实施基本計画」の改定によりまして、低水路幅 120m くらいのを 300m 程度に切り広げられて、さらに 2、3m 切り下げ、流下能力を拡大させました。さらにその残余の土は高水敷を盛り上げて公園をつくるということも 1 つの目的でした。

それからもう 1 つは、堤防の近くの部分は水深を浅くして水の流れを弱めて、堤防に対する圧力を下げる目的もあったと記憶しています。私としては、今の施設広場、淀川沿川は非常に終戦後に人口が集中しましたから、堤内側に公園がつけられずに市街地が発展し

ました。沿川に住む人は、安全に子供が遊べる場所、運動をする場所も欲しく、その要望が非常に強くありました。ですから、今すぐは施設公園に手を付けるのは困難ですが、将来にわたっては、ある部分は高水敷を下げ、例えばヨシとか、本来の植生が生えるような工夫も必要ではないかと思えます。

それと、堤脚のところの何メートル間は高水敷を高めておいて、流速が軽減されるような方策をとるか、或いは堤防を本当に頑丈なものにするか、このように高水敷の一部を下げることにより、有馬委員がおっしゃっていましたが、高水敷に水がかぶってカワラノギク等が生えてくる環境が作られるようになればよいと思いますが、あくまで治水のことも考えて実施して頂きたいと思っています。(追記 「自然保全地区を徹底的に保全する」について、この私の意味するところは、魚釣り禁止や立ち入り禁止としたり、治水・利水目的で必要とする場合でも最小限の変更止め、河川生態系を守る地区を設けて保全することです。)

庶務 (三菱総合研究所 新田)

そろそろ時間ですので、後半の発表の方に移らせて頂きます。

受付ナンバー86番、川西市の山内様、よろしくお願ひします。

意見発表者 (川西市 山内篤)

平成 11 年に大阪市の中学校を定年退職して、今、市の囑託、それから私学の講師を勤めております。資料 1 の 12 ページに沿って説明させていただきます。

「淀川」は生きた教材、流域各地に「淀川」学習の拠点校づくりができないものか。教育現場の現状は、そこに書いてありますように、甚だ淀川に対する学習は低調気味です。なぜ低調なのかというと、それは教師側に問題があります。すなわち教師が淀川の意味・意義、将来の動き、課題、これに対する切実な捉え方ができていないのです。そこに大きな原因があるように思われます。もちろん、何人かの心ある教師たちは努力してよい教材をつくっている例もありますが、概して言えば、こういう傾向があると思っています。

同時にもう一つ、教師が学習しようとするときに適当な、最も望ましい材料がない、手早く利用できる材料がない、こうしたことにも原因があるように思います。仮に心ある教師がやろうとしても、「淀川」学習ができないという状態にあると思います。

ところが、皆さまご存知のように、小学校・中学校は平成 14 年の 4 月から、今までになかった新しい教育が始まります。「総合的な学習の時間」です。これは学校が独自に教材を設定して、自由に展開できる時間です。子供に考える力を育てる、自ら学ぶ力を育てる、そうした学習が期待されています。その中で、総合的に淀川を学習しながら淀川を知り、将来展望を理解し、自分の課題を明らかにしながら「淀川」学習ができないものか。よいチャンスが到来したと思っています。高等学校は平成 15 年 4 月から始まります。

どんな学習ができるのか、これを意見の 4 番目に上げておきました。淀川は豊富な考える材料を提供すると同時に、将来、この流域に住みつくだるう児童生徒に淀川の姿を知

らせることができます。しかも多方面にわたって総合的に理解できます。私が申すまでもなく、様々なすばらしい内容を淀川は提供してくれている、こう思っています。

従って、幅広い分野から淀川を総合的に学習することによって、すばらしい力が育ってくるのではないかと、思っています。しかし、今、大阪市、大阪府の小学校・中学校で来年度行われる総合的学習の時間、これがどのように行われるのか甚だ疑問の点もあります。もちろん、学校独自のテーマを設定するわけですから、それでよろしいのですが、その中に淀川と深くかかわっている地域の学校に、そうしたテーマを持った総合的な学習の時間があってもよいのではないかと思います。平均すれば週 2 時間から 3 時間与えられます。年間 35 週ありますから、70 時間以上です。もちろん、この学習には、いくつかのテーマが用意されると思いますが、そのテーマの中に「淀川」学習が入れば、今まで低調だったこの学習に実りあるものができ、様々な人たちが研究した成果が生かされながら、子供たちに生きた力が育つと、思っています。

是非、この流域委員会がそのサポート役になって頂きたいと思えます。例えば、すばらしい皆さまの専門的知識を生かしながら、小学校・中学校・高等学校の生徒に合った資料、パンフレット、身近に利用できるもの、そして、すぐ子供たちが飛びつくようなもの、身近なものになって欲しいと思っています。そして、同時にいろいろな組織ができ上がって、子供たちがそれに参加できるような場と建物、講師、人材が欲しいと思っています。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

続きまして、受付ナンバー45 番摂津青年会議所の瀧本様、お願いいたします。

意見発表者 ((社) 摂津青年会議所 (組織・団体) 瀧本一)

社団法人摂津青年会議所の瀧本と申します。よろしく願いいたします。

昨年度、社団法人摂津青年会議所におきまして、「摂津市淀川親水公園計画」と題した提言書を作成いたしました。ご説明にあたり、別途資料としまして提言書を配付させて頂いておりますので、そちらをご参照下さいますよう、よろしく願いいたします。

私たち摂津青年会議所では、常に地域の発展を目指し、明るく豊かな社会づくりということを目的に活動を続けています。その中で「まちづくり」というテーマに基づき、まちの活性化に貢献したいという思いから摂津市における「名所づくり」を推進していきたいと考えています。

摂津市において「名所づくり」を考えた場合、他市に紹介できる場所として、淀川の一津屋地区に着目いたしました。ここには全国でも貴重な河川の水面利用地域があり、管理運営としてボランティア活動が展開されております。その地域を親水公園と銘打ち、新たな名所として残していきたいと考えております。それには、現在までの活動を深く理解した上で、この地域を「名所」として残していくために必要な整備と、管理体制も含めた計画が必要と考え、提言書としてまとめさせて頂きました。

摂津市一津屋地区の河川は水面にアクセスしやすい地形であるため、釣り船、モーターボート、水上オートバイ、ウインドサーフィン等、水面利用者が多数来られております。

また、その殆どが近隣他市の方々に占められています。摂津市のこの地域に多数の方が来られるのは非常にうれしいことなのですが、人が集中して集まることで、様々な問題が起こってきました。それは、ごみ、砂ほこり、トイレ、騒音、駐車場、水質等、利用者のモラルや時代が生み出した環境負荷に対する問題です。

これらの問題に対して、利用者で構成しているボランティア団体と、国土交通省を初めとする関係団体の連携により自主ルールが策定されました。現在では、そのルールを遵守させるべく、水面利用者に対し登録制度を取り入れ、利用者を管理し、問題の改善や、マナーの向上を図るボランティア活動が展開されています。

私たちの思想としまして、淀川の水面利用状況に関して、過去からの経緯、現在の状況、今後の問題点を調査した結果、次の結論に至りました。資料 1 の別添資料「淀川親水公園計画提言書」25 ページの思想の提言というところですが、(1)水面利用の重要性、(2)摂津市の名所づくり、(3)積極的管理の必要性、(4)行政のインフラづくり、(5)行政主導の管理、と 5 項目に分けております。

簡潔にまとめますと、利用者は現実として相当数おり、その方々が利用場所を求められているわけですから、新たにつくり出すのではなく、摂津市一津屋地区の今あるこの地域を生かしたインフラ整備を行うことや、管理運営の継続性が危ぶまれるボランティア団体に任せるのではなく、行政主導の管理団体を構築していくべきではないかと考えています。

その構想としましては、釣り船、モーターボート、水上オートバイ、釣り人、ウインドサーフィン等、一津屋地区河川敷を利用する全ての水面利用者がレクリエーションとして安全かつ快適に楽しめる総合的な「水上公園」として整備を考えてはいかがでしょうか。具体的な課題としましては、ハード面では船舶を上下架させるスロープの設置や、低水敷の堤防や駐車場の整備等が必要であり、また、ソフト面では専用許可を承認した行政管理下の管理団体や管理費を捻出するシステムを構築する必要があります。

最後になりますが、淀川における水面利用は、時代の変遷とともにその形を変え、そのニーズも多様化しています。そして、過去から一貫し、地域の人々にとって生活の支えとして、また憩いの場を提供する大変重要なものとして位置付けられています。その 1 つの形態がこの摂津市の一津屋地区に存在しています。私たちは、淀川親水公園計画の今後の活動予定として、摂津市民の意見等の情報整理や、完成に至るまでの具体的な作業内容の構築に対し、できるだけの協力をさせて頂くことをお約束し、ここに提言いたします。

本日は貴重なお時間を頂きまして、ありがとうございました。

庶務（三菱総合研究所 新田）

続きまして、受付ナンバー140 番山城町の西岡様、お願いいたします。

意見発表者（山城町（自治体） 西岡）

山城町の都市整備課の西岡です。よろしく申し上げます。

資料 1 の 16 ページですが、山城町の町は、この地図で申しますと、木津川が西の方に流

れて、さらに北に流れていくところにあります。山城町と木津川との関わりというのは、古く日本書紀や古事記の中にも出ているのですが、いわゆる中国の大陸文化が九州から瀬戸内海を上がりまして、摂津をさかのぼり、淀川、木津川をさかのぼって、ちょうど山城町の木津川のところで陸路になり、当時の首都、大和へ文化が伝播したところです。

山城町には水運を管理したであろうと思われる人の椿井大塚山古墳がありまして、三角縁神獣鏡が 30 数面も出ており、木津川との関わりが非常に長い間あります。山城町に上狛という土地がありますが、万葉集の中にも、「狛山に鳴くほととぎす泉川わたりをのぞみここに通わず」という歌があります。泉川とは木津川のことです。大和から山城町のところまで来た人が、私たちの町の豊かな木津川の流れと山城町の山を見ながら、非常に感嘆して、清流と大和のきれいさを歌っております。木津川の清流は、今は非常に荒廃してしまいましたが、そういう町です。

もう 1 つは、渡来文化が来まして、高麗寺という寺跡もあり、大陸との大きなつながりがわかります。木津川というのは、そういう大きな役割を果たしてきたわけです。一方ではちょうど地図の北側にかたがりというのがあり、そこは何回も何回も切れていまして、山城町全体は水害の被害をこうむってきたところでもあります。

山城町は木津川から、水運ということで非常に利便をこうむりながら、一方では水害という危害を加えられてきた町です。14 ページに書きましたが、現在は木津川という空間が、隣の学研都市の精華町や木津町等、町と町を分断するような川の役割しか果たしていません。非常に荒廃していまして、できることなら町村合併も含めて、将来、木津川が町の真ん中を流れて、物理的にも、心的にも、町と町をつなげるような、人の心をつなげるような役割を果たして欲しいと思っています。そのために、14 ページに 1 番、2 番、3 番と書いてありますが、特に旧奈良街道の復元をして、木津町と山城町の間には堰堤や潜没橋をつくって頂いて、人の交流を図っていきたくと思っています。また、笠置町の方でカヌーが非常に盛んになっているのですが、カヌーの終着場、木津、木の港なのですが、そういう名残のあるまちづくりといいいますか、木津の復元をして頂いて、親水公園とか、人の心の和む施設を是非つくって頂きたいということを申し上げまして、山城町の発表にかえさせていただきます。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

続きまして、受付ナンバー108 番 玉木様、お願いいたします。

意見発表者 (大阪府大阪市 (個人) 玉木瑛)

私は 66 歳の定年フリーターでありまして、時間だけは十分あるので、こうやって、写して (OHP を使用して説明) おりますような、ワンドを含んだところを毎朝散歩して、自然に親しんでいます。今、大阪市都島区毛馬町に住んでいるのですが、ここへ移ってきて、大阪市内でこんなに豊かな自然が残っている、それを満喫できるということについて驚きと感謝の気持ちを持っています。それだけにこの自然を大事に残していきたいという、非常に素朴な気持ちを持っております。

私が散歩するエリアは大体 3 つに分けられると思います。1 つはいわゆる河川敷公園となっているところで、非常に人工管理が徹底しているところです。それから 2 つ目は、この写真のワンドの一部もそうなのですが、ここ 2 年ほどの間に、自然観察圏として市民の出入りをシャットアウトするというか、私は意見に立入禁止と書きましたが、必ずしもそうではなくて、無理したら入れるのですけれども、実際には人が出入りしにくい、自然のままにしておくというエリアができております。それから 3 つ目に、淀川工事事務所の説明では、これから水際の整備と自然回復という工事を、現在、淀川本流と河川敷公園の間のエリアで実質放置されているような状況のところを進めるとなっていて、この 3 つが私の散歩するエリア、私なりの自然観察のエリアだということになります。

最初に申しましたように、こんなに自然が豊かに残っていたのかという驚きがあるだけに、いろいろと歩いてみますと、現在の公園管理なり何なりに、多少素朴な、或いは幼稚な疑問を持っています。

画面の写真 2 をご覧下さい。人工管理が行きすぎている一例です。これは草刈りをした後の毛馬付近の堤防なのですが、素人の考えとしては、こんなに地肌がむき出るまで草むしりをしなければいけないのかと思っています。それはそれなりに理由があってやられることでしょうかから、私が誤解しているのかも知れませんが、かえって自然を弱めていないかと疑問を持ちます。

2 番目の聖域化エリアにつきましては、ここに鳥がよく来るところがあります。鳥を観察する自分の秘密スポットとして楽しんでいたのですが、この頃は行きにくくなっている感じがします。草が茫々に生えて、道もなかなか入りづらくなってしまいました。自然は大事にしているのかも知れないが、自然に親しむことについては、マイナスになっているのではないかと思います。

写真 4、これはジョウビタキでして、かわいらしい鳥ですが、これなんかも一般に我々が歩く場所よりは、私の言葉によると、聖域化されたエリアによく出てくる鳥なので、こういう、あまりに一般市民をシャットアウトするような形での自然保護というのはいかななものかと思うのです。

そういったところから、これから工事が進むとされている、いわゆる水際地帯の整備と自然の復活ということについては、工事を進める上でキャッチフレーズになっている「自然復活」という原則を必ず貫いて欲しいと思います。そして、そこにはいわゆる人工管理と、それから聖域化の間にある、本当の人間と自然との共生ということを模索する方法があるのではないかと思います。

その中で市民の声を聴くのは非常によいことだと思いますし、私も歓迎するのですが、市民の声も様々です。或いは、特殊なラウドスピーカーで市民の一部の「変な声」が大きく伝わることもあり得るわけですし、そういったときに単に「市民の声」であることにおびえず、「自然を保護する」「これ以上自然を痛めない」という原則を徹底して守り、そこに常に立ち返るということを考えて頂きたいと思います。

私の希望は、淀川から奪った淀川のものを淀川に返し、それを次の世代に引き継いでいくということです。写真 3 をご覧頂きたいと思います。これはバンですけれども、左足の

先がありません。理由は特定できませんが、私の想像では釣糸による被害かと思います。釣りを楽しむ子供も多いですが、そういった現実を見ながら、よい意味で自然に親しんでもらうために、こんな写真も見て欲しいと思い、今日持ってきたわけです。

意を尽くせませんが、以上です。ありがとうございました。

第 11 回淀川部会後に玉木様より頂いた補足意見

最後に次のことを要望します。河川事務所の担当官に「環境の先行き変化に対して想像力を持ってほしい」。

自治体行政官には「自然を経営資源と考える発想から脱却してほしい」。学識経験者には「学問的良心を貫く勇気を持ってほしい」。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは、受付ナンバー142 番中西様、お願いいたします。

意見発表者 (大阪府大阪市 (個人) 中西史尚)

OHPを用いて発表させてもらいたいと思います。私は今、河川環境管理財団というところに勤めておりまして、いろいろ淀川の環境の問題等に携わらせて頂いています。まず、こういう機会を与えて下さったことにつきまして、心から感謝しております。

ここに示しましたように、淀川で問題と感じていますのは、いろいろあるのですが、大きく見ればこの2点かと思います。生物の環境が悪化しているということと、人と川の関係が失われているという点です。もちろん、そうではないところもあるかもしれませんが、平均すると、こういう感じかなという気持ちです。

私は、ここから1時間くらい北の方に行った京都の美山町というところで生まれ育ったのですが、そこで夏休みはほぼ雨の日と増水の時以外は、川に潜って遊んでいました。資料1で述べているのは、1人の川ガキみたいなものの代表として述べさせてもらったつもりです。

まず、川の魅力というのは、やはり川で感動できることだということを、常日頃から思っていてまして、こういう淀川の大きな河川整備計画のときには、是非そういう感動ができるということ、そういう理念みたいなものを入れて頂ければというのが、大変強い気持ちです。

それで、自分がどう感動できたのかということで、少し考えてみたのですが、まず私の中で一番感動ができるのは、水の中に潜って、魚とか昆虫を見たりすることです。石や水の流れ等、そういうものを体で感じるができるという点です。その他、河原で釣りをしたり、草とか木を見たり、そういうのを見ても感動できます。

それで過ごしてきたわけですが、こういう仕事をしていまして、いろいろ歴史や文化を知ったり、上流や下流等のいろいろな様子を見たりしていくうちに、もっとそれが深いものになって、いろいろな知識を得ることで大変感動が深まるような気がしました。先ほど

総合学習の話も出ていましたが、常に川に行けば何か発見があるというのが川だと思いません。そういう部分がこれまで見逃されてきたといいますか、重視されて来なかったのかという気がしています。今後は、川は感動ができるよいところだということ意識して、川づくりに取り組んでいってもらえればという気がします。

それから、資料 1 の別添資料として 1 枚物を用意しましたが、感動できる川にするためには、私は自然環境、生き物とかそういうことを考えることと、まず、人が川に関心が持てるということが必要だと思います。川に関心を持つ人が増えてこなければ、やはり自然も守れないという気持ちです。

「水質」と書きましたのは、水が汚れてきたとかそういうことが見え始めてくると、人の関心度が薄まってくるという気がしまして、水がきれいになってくると、やはり人が川に戻ってくるような気がします。生き物も水質と大変関係もあります。

ちょっとうまく説明できませんでしたが、この 3 点が非常に結びつきが強くて、それぞれに向かって向上していくような川づくりになると、感動ができる川になるのではないかとということを考えました。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

予定されておりました後半 5 人の方の発表が終わりましたので、質問の方に移らせて頂きたいと思います。質問はできるだけ一般の方々にしゃべって頂くという趣旨から、できるだけ簡潔に、短く、お願い致します。

紀平委員 (淀川部会)

先ほどから、何となく尋問みたいな感じで、意見が言いにくくて気の毒のような感じもしたりしていました。そうではなくて、もっと意見が言いやすいような感じでできたらよいと思っています。時間もありませんので、無理だということもわかるのですが、発表はわずか何分かで足りなくて、その後でたくさんの委員が順番に責めているような感じがして、私が反対の立場だったらどうだろうかと考えていました。

今、中西さんが全とおっしゃったのですが、玉木さんとそれから山内さん、やはり現場に行っておられるからあのような話ができるし、最も感動します。やはり現場に行かなければわかりません。行政の方は往々にしてあまり現場へ行っておられないと思います。いろいろな電話がかかってきたり、苦情を受け取られたりして、市民の声だと、要望だということで計画されるが、先ほど言っておられたように、声といっても、大きな声が通って本当にあるべきことが計画されないことも往々にしてあります。

私が今言いたいのは、個人個人というよりも、行政の方ももっと現場に足を運んで欲しいと思います。それと国土交通省は、平成 9 年から、「治水」「利水」に加えて「環境」ということを入れて「回復」とか「復元」ということを一生懸命言っているのに、まだ行政の方からは、公園を「整備」して欲しいという言葉が先ほどからしょっちゅう出ています。

国土交通省淀川工事事務所が 180 度変わってきています。ですから、もう少し川の立場にというか、川の生き物の立場に立って欲しいのです。先ほど摂津市の方が話をされてお

りましたが、いろいろな調査をされたのも、人間の立場の調査をされていて、生き物側からの調査はされていないわけです。

摂津市のすぐ下流には、水道水を取っている磯島取水場があるわけです。モーターボートや水上バイク等、水の上で直接ガソリンを燃やすわけですから、かなり水質に影響します。生物にも非常に影響します。川は利用するのではなくて、川に入らせてもらうのだということで考えて欲しい。川というのは、飲み水、命の水ということをやはり中心に据えて考えて行って欲しいと思います。

私は1人1人の方に質問するというよりも、市町村の方やそれ以外の団体の方もたくさんおられると思うので、川を利用するのではなくて、せめて利用させてもらうというか、川に入らせてもらうということで考えて行って欲しいと思います。

玉木さんも、やはり現場へ行っておられるからあんなことがわかるわけです。山内さんは子供たちをもっと自然と親しめる場に入れてやりたいとおっしゃっています。そういう1つのシステムというか機関というか、或いは森脇さんが言っておられました、ミュージアム、体験学習ができるような場所も必要でしょう。けれども、川は、水の中からだんだん浅く、水際があって、そして湿地があって、川らしく河原があって、人がしょっちゅう来れば、草を刈らなくても草は生えないのです。そういう河原にして欲しいと私は思います。

田中委員 (淀川部会)

摂津青年会議所の方のお話で、水上オートバイという今の若い世代の人たちのレジャーが出ていました。この水上オートバイのレジャー、いわゆる水面利用のことについてですが、これはいろいろな意味で盛んになる可能性もあると思います。この点についてどう判断しておられるか、お聞きしたいのです。

意見発表者 ((社) 摂津青年会議所 (組織・団体) 瀧本一)

水上オートバイの利用についてですか。

田中委員 (淀川部会)

いわゆる水質の汚染の問題だとか水に対する環境の問題とか、何か、ご判断を持っておられたらお聞きしたいと思います。

意見発表者 ((社) 摂津青年会議所 (組織・団体) 瀧本一)

まず国の政策という部分で、資料1の別添資料「淀川親水公園計画提言書」の7ページをご覧くださいと思います。

国土交通省の方で、既に「淀川水上オートバイ問題関係に関する提言書」というものが出されています。その提言書の中で、その辺の調査をした上で、一応、水上オートバイに関しては一津屋地区に集約し、そこで暫定的に利用させようという方向性が決まっております。その上に、私たちの思想を重ねて提言書としてまとめさせて頂いておりますので、

青年会議所として、水上オートバイにどうかというお答えはちょっと難しいかと思えます。私見として述べさせていただきますと、確かに、この利用団体はボランティアで管理されているのですが、その団体は、今、国土交通省や、水質協議会等のいろいろな方々の意見、また利用者の意見等をまとめて、できるだけ環境に対して負荷をかけないようにと考えています。長期的にはなるかと思えますが、メーカーの方も環境対策用のモデルも開発している様ですし、本年度から 4 ストローク化になりまして、水質に影響を及ぼさないようなモデルも発表されています。今後は、そういった面ではかなり改善されていき、将来的には、ほぼなくなるのではないかと私は思っています。

谷田委員 (委員会・淀川部会)

同じく摂津青年会議所の方にお聞きしたいのですが、多分もう少し問題を詰めて考えればよいと思えます。環境負荷はゼロにはならないと思えますが、水上バイクの環境負荷をそんなに軽く考えておられるのが、本当かということです。

もう 1 つは、ボランティア管理が問題なので国の管理にせよと書かれていますが、公権力が無いというのは現実ですが、ボランティア管理のどの部分に問題が起きているのか、それを教えて頂きたいのです。

意見発表者 ((社) 摂津青年会議所 (組織・団体) 瀧本一)

私は水質に関して学識もありませんので、環境負荷については、詳しいことはわかりませんが、参考としまして「淀川親水公園計画提言書」37、38 ページを見て頂きたいと思えます。VOC の比較データが出ております。これは、1998 年から 2000 年にかけてのデータではありますけども、いろいろな取り組みによって、かなり低減はされていっていると思えます。それに加えて、メーカーの対策ですとかいろいろな対策で、今後は鎮静化するのではないかと考えています。

それともう 1 つのご質問で、ボランティアの管理の件ですが、ボランティア団体では、あくまでも自由利用という中で管理されておられますので、全く強制力が無いということです。ルールを逸脱する者がいても、それに対して注意は促すが、それにとどまるということです。そういうことで、せっかく自主ルールをつくっても、それがきちりと守られることがなかなか難しいという問題があります。

それから、運営費という問題があります。やはり、夏場はかなりの管理体制をされておられますので、その費用の捻出はかなり難しいように聞いています。

槇村委員 (淀川部会)

摂津青年会議所の方にお聞きしたいのですが、これは「まちづくり」という考えで、「名所」として考えておられるわけですが、1 つは、普通一般に考えられてきた河川敷の公園と、提言書の「淀川親水公園」をどのように考えておられるのかということです。「まちづくり」の一環で「名所」として考えるということは、これを作ることが、利用することが、その地域にとって何かしらよい影響を及ぼすだろうと考えると思えますが、この計画の提

言だけでしたら、利用者はよいでしょうが、「まちづくり」或いは「名所」としての地域への波及効果がどうだろうかと思うので、その辺はどう考えておられるかお聞きしたいと思います。

それから、山内さんに淀川の学習拠点のことについてお伺いします。私は、環境教育については日本は 20、30 年遅れているとずっと思っています。これを機会に、是非、総合的な学習で取り組まれて欲しいと思っています。サポートをして欲しいということで、いろいろ詳しい条件が書いてありますが、これのほかに、具体的にどういう問題があるのか、或いはもう少し大きなサポートシステムという点でどういうことを考えるかというのを、教えて頂ければと思います。

意見発表者 ((社) 摂津青年会議所 (組織・団体) 瀧本一)

確かに我々の考えとして、今ここに提言書として出させて頂いております。市民の意見を別に無視しているとか、そういうわけではありません。一級河川という中で、国土交通省が唯一、水上オートバイの利用を暫定的に認められた場所であり、それが私たちの摂津市にあるということで、「まちづくり」としてまず着目しました。

その内容を調査し、まとめた活動が資料 1 の 13 ページの 3. にあります。「将来に向けての提言」というところで、本年度から、今度は逆に市民の方々に意見を求めるような事業を展開していきまして、それはまた今度まとめていって、どのようにしていけばベストなのか、市民の方、そして利用者の方がどのような形で共存共生していくのかということを考えていこうとしています。ですから、その点についてはまだ結論は出ていません。

意見発表者 (兵庫県川西市 (個人) 山内篤)

総合学習関係なのですが、私は、提言しながらも非常に難しい面があると思っています。

いかに教師をしっかり把握するか、興味関心があり実践力のある教師を発掘するか。発掘して、その学校の了解を得ながら、どのような材料を提供し、サポートするのか。そうしたことを組織として作っていく必要があると思います。ただ単に待っていたら、やってくれません。教科指導や部活動等、あらゆるものがあると思いますが、どこにどのような人がいて、どのような活動を行っているかという情報をしっかり把握しながら連携を保って、さらにどう発展させてもらうかということをサポートする体制が必要だと思っています。この早急な努力が必要だと思っています。

ただ、本当は、この問題は教師自身がすべきだと思います。または、教育委員会や教師のサークルがやるべきなのでしょうが、その辺のところに対してもアピールしていく努力が必要になってくると思います。

小竹委員 (淀川部会)

今の教育の問題で山内さんにお教え頂きたいのですが、学校は、地元の先生を非常に必要とするのに、実際は地元の先生を全然採用しません。その辺ご意見はありますか。

意見発表者(兵庫県川西市(個人) 山内篤)

地元の、以前からそこに住みついでいて、いろいろなことがよくわかる教師が、運よくその学校に採用されて赴任してくれば一番よいのでしょう。しかし、教師はどこに行っても、その地域をしっかりと把握しながら、それを材料にして教育するというのが本来の生き方だと思います。ただ、それが必ずしもできていません。しかも、他の方に興味があるという傾向が多々あることは間違いなくと思います。ただ、刺激がないと、または実際の活動等の情報を入れないと関心が芽生えてくれません。今、情報の提供とサポート体制、そしてこういう先生がこういう活動をしていますよという実践の交流を絶えずやることが必要です。そうした活動を通して、淀川流域の特色のある学校をつくり上げる努力をやっていかないといけないと思っています。そうしたときに、この流域委員会がどう援助できるかです。

小竹委員(淀川部会)

私もそんな意味で、何人かずっと地元の方がいて頂くことが、いろいろな意味での夜間の事故を防ぐ1つの手当てにならないかと思っています。

それからもう1つは、私も学校医をしておりますが、学校医が身体検査以外の教育問題にもう少しタッチして欲しいと、私は個人的には感じるのですが、山内さんのご意見はいかがでしょう。

意見発表者(兵庫県川西市(個人) 山内篤)

私はその点については、いろいろ問題があって、教師として考えていかなければならない点は多々あると思いますし、必要に応じて、発言したいとは思っています。これは、いろいろな角度や立場の人たちの総合的な力が働かないと、うまくいかないと思います。そうした面では、今、大事な時期にあると思っています。

有馬委員(淀川部会)

山内さんにお聞きしたいのですが。実は、下流の方ですが、大阪市内の小学校3つほどで、総合学習で淀川を取り上げるお手伝いをさせてもらっていますが、淀川の何を学習するかというと、ここは大問題だと思います。

この間、4年生の子供ですが、「川で魚を釣っているのに、何で海の魚が釣れるの」という質問が出たのです。この質問には先生方は全然答えられなかった。山内さんのお立てになった総合学習の試案でいきますと、学習内容のどこで教えてもらえるのだろうかということですが。

それから、淀川を使うことばかりが狙いに上がっているような感じがするのですが、淀川に対して人が何をしてきたのかという、これは恐らく淀川の歴史のところを取り上げることなのだと思いますが、どう取り上げるか、淀川の何を学習するのか、その辺りの計画を立てないといけない気がします。

質問ですが、「何で海の魚が釣れるの」という質問に対して、山内さんの試案の「淀川」

学習では、どこでどう答えますか。

意見発表者（兵庫県川西市（個人） 山内篤）

4年生の質問ですね。小学校の3年から社会科が始まります。3年生の社会科は1年、2年で生活科をやり、地域の体験を通して学んだ上で3年生の町の学習になります。そして4年生になったら、さらに今度は市とか県へと学習内容が広がっていきます。その中で、淀川を扱う、これは5年生くらいの動きではないでしょうか。そういう面では、私は少し首をかしげるのですが、そうした扱いも注意して見ないといけないと思います。ただ、どんな形で淀川を扱われたのか、先生がぱっと行かれて話をされたのか、自分の地域の淀川を学びながら積み上げていった結果出てきた疑問なのか、それがちょっとわからないのです。私が言っているのは、やはり計画的に3年、4年と積み上げていって、それで6年が終わるまでに、小学生なりの淀川のイメージが形成され、淀川を総合的に理解できるようにするとともに、考える力、学ぶ力を養うのが最終的なならないのです。ですから、淀川だけを学ぶということではないのです。

有馬委員（淀川部会）

その小学校は、学校を挙げて、淀川を通して地域を勉強するというねらいで行っています。まだ総合学習が本当に始まったときにどうしようかという準備段階の仕事を今やっているのです。ですから、1年生からもう淀川に、現場に出てという勉強を始めています。

淀川の河原へ行ったらおもしろいことがいくらでもあると言うと、子供たちはおもしろいことをいっぱい発見してくれます。先生は何もおもしろいことがないといえます。何もなかったというのは問題があると思います。ですから、おっしゃる通りだと思います。淀川の何を学習するのかという、そのところを我々も一緒に築いていかないといけないのではないだろうかと思います。でないと、「何で海の魚が釣れるの」という質問に、ぴたっと答えられるような、そういう学習にはならないような感じがしてなりません。

意見発表者（兵庫県川西市（個人） 山内篤）

すばらしい拠点校がありますね。しかも小学校1年生の生活科から6年までつなげて、定期的に淀川学習を実践しながら総合的に淀川を学ぼうとする。まさに、総合的学習の時間の典型をいっていると思います。

しかし、おっしゃったように、ただ見学する、施設を見る、そして作業学習をした、体験学習をしたというだけで終わってしまう。そういう傾向が残念ながらあるのです。先ほどもおっしゃったように、教師がどのようなねらいと計画で体験をさせるのか、施設を見学するのか、講師に話を聞くのか、その結果をふまえてどのように授業を組み立てて、総合的に実践を積み上げるのか、そこまでのねらいと計画を持たないと、この学習はただ単に空回りしてしまうのです。そうした危険性が多々ありますから、やはり何をねらっているのかということをしっかり教師全体が確認するのも、大きな意味がある学習だと思って

います。

お聞きして、実態がわからないものですから、ただ想像しながら答えるだけで、失礼になってしまってはいけないと思っています。ただ、よい機会ですから、是非皆さまの力で盛り上げていって下さって、1 つの拠点校になっていったら、きっとその実践が各学校に受け継がれていくと思います。

谷田委員 (委員会・淀川部会)

山城町にお聞きしたいのですが、町村合併の計画というのはどういう市町村との合併か、というのが第 1 点です。

それから、堰堤、潜没橋がその兩岸を結ぶということですが、これは人の動きを考えておられるか、というのが第 2 点です。

第 3 点は、資料 1 の 15 ページの右下の写真に、「美しい木津川へ」と書いてあるのは、この写真というのは、非常に汚い木津川の状態を示していると考えておられるのかという、その 3 点です。

意見発表者代理 (山城町 (自治体) 小川)

発表した者が急用ができて、帰ってしまいました。私、一緒についてきた山城町の小川と申します。

まず、町村合併の関係ですが、今のところ何も進展はしていないというのが実情です。しかしながら、この考え方について言いますと、木津川によって周辺地域と分断されているということを発表者は考えておられて、分断されるのではなくて、合併に伴って皆さまが木津川で集える、そういう場所が欲しいというのが 1 点です。

それと 2 点目の潜没橋、これは自然の環境保全からいいますと、正反対のことを言っていますが、今、山城町で「緑の基本計画」を作成しておりますが、ここでもらいました資料の中では整備という考え方をされている住民の方も多いですし、そのまま、ごみが捨てられる場所とか、そういう感じのとられ方をしておられる方が多々あるように思われます。この潜没橋の話なのですが、昔、奈良街道が通っていたという場所で、人が集える場所でした。資料 1 の 15 ページの写真に、奈良街道の通ったところですが「町立木津川コミュニティ運動広場」というのがあります。その上に、「旧泉大橋 (潜没橋予定地)」と書いていますが、こういう昔のれんがづくりの橋脚を残したところへ古来の山城町を復元をして、今の住民が山城町と木津町とが行き来できる場所が欲しいということです。

それから、右下の「美しい木津川へ」という写真自体は大変きれいなものです。農地もきれいですし、人の手の入っている、管理されている箇所は大変きれいでありますが、その北部の方へ行きますと、荒廃したままで人の手も入れない、子供たちも入れないという場所があります。そういう場所について、そのまま放っておくのがよいのか、もしくは皆が入って、ボランティア精神も入れて維持管理ができるのがよいのかという、そういう住民の意見を聞きながら、木津川を愛着のある場所にしていきたいというのが本音です。

有馬委員（淀川部会）

山城町さんにお伺いしたいのですが、資料 1 のご意見に淀川水系の問題点の 1 番に、「水辺に近づけないほど荒廃している地域があります」と書いてあります。私は木津川というのは、宇治川、桂川、木津川の 3 つの中で、よい方の川、川らしい川の代表格と思って眺めています。「水辺に近づけないほど荒廃している地域」というのは、一体これは何でそんなに荒廃しているのか、ちょっと教えて欲しいと思います。

もう 1 つあります。私、お茶を飲むのを大変、警戒しています。カテキンがどうのこうのという話と同じくらいの量で農薬漬けだという話が入ってきます。この頃お茶を飲むのが怖いのですが、木津川の流れ橋辺りの茶園を見ても気になるのですが、お茶畑というのは猛烈に農薬を使うらしいです。その辺りの使用の実態等、もし捉えておられたら教えて欲しいと思います。

発表者代理（山城町（自治体） 小川）

まず 1 点目ですが、資料 1 の 15 ページに写っている場所はきれいな場所です。ただ、16 ページの地図の茶園や樹園地、貸し農園のある部分、この資料にはありませんが、ごみが捨てられたり、流れてきたのがそのままになっていたり、ただ雑木がどっと茂っているという感じなのです。それを近づけないという言葉で言いあらわしています。ただ、私はわからないのですが、それが自然的によいのかなというのも 1 つあります。

ただ、ボランティア活動でゴミ拾いする場合など、そういう場所へ立ち入れるようにして欲しいと思います。ただコンクリートを打って物をつくるのではなくて、木製でもよいし、石を置いてでもよいから、そういう場所に、入れるようにして欲しいというのが本音です。

それと、ちょっと余談になるのですが、山城町の河川、京都府が管理する河川は、全て天井川です。治水には必ず意見が出てくるのですが、やっと、国土交通省の木津川上流工事事務所の方で強制排水ポンプを 2 機設置して頂きましたが、40mm くらいの雨が 2 時間くらい続けば、もう浸水していく状態です。そして、地形から見ますと、花崗岩の風化土でありまして、竹林が森林を崩壊させているという状況です。竹林になりますと、根が入らないでそれで滑っていく、そういう状態の地形です。

お茶の関係ですが、私は道路整備の方をやっておりまして河川はあまり知らないのですが、農薬をまいておられる姿を見ると、本当に農薬漬けだと思います。その辺の指導という中で、山城町の行政の中でその辺も考えていかなければならないと思います。京都府の振興局の関係も、農林水産省の関係もありまして、その辺も考えていかなければならない点ではないかというの思います。

ただ、親しめる、集えるというものが環境破壊になるのかということもありますが、オープンスペースとして、生物も生き、人間も楽しめるという考えの中で、集える場所が欲しいというのが山城町の本音であるということだけお願いいたします。

渡辺委員 (淀川部会)

山内さんにもう一度質問させて頂きたいのですが、出された総合的な「淀川」学習の試案というのは非常に素晴らしいもので、私も結構かとは思いますが。これによって子供が教育されたら、前半の意見発表で出ました水防団の不足、そういう問題等の理解もできまして、解決していくのではないかと思います。

学校の教育だけではなくして、家庭教育にもこれらを取り入れて頂ければ、角度を変えて、よりよいのではないかと思います。というのは、今の子供たち、一部そうでない場合もありますが、川は汚いところである、それからまた怖いところであると、近づくのではありません、というような形で育てられた子供が大半な筈です。

ですから、まず学校教育はもちろん必要ですが、父母への教育というか、また地域での啓蒙、その部分についてはどのようなお考えをお持ちか、お伺いしたいのです。

意見発表者 (兵庫県川西市 (個人) 山内篤)

おっしゃる通りだと思っています。ただ、最近、教育の現場の動きとして、しつけは家庭、教育の知的なものは学校だという割り切った考え方があります。それが最先端の考え方ではないかという感があります。家庭に任せる、これは大事だと思います。ただ、学校がそう割り切ってしまったらとんでもないことになると思いますし、今なりつつあると思っています。教師が完全に分けてしまっています。そうではなくて、学校は大きな力を持って、家庭でできないことをやらないといけません。そういう責任もあるのだと思います。しかし、家庭に任せなければいけない点もあるという考え方が必要だと私は思っています。

そんなことを前提としながら、やはり学校でしっかり教育しながらも、地域の組織をどう使って理解させていくのか、または幅広く情報を提供していくのか、そして考えてもらうのか。同時に、自分の子供をどう教育してもらうかという、保護者向けの教育は、全校職員が総力を上げてやらなければいけません。特に若いお母さん方には、そうした機関と機会の設置、積極的な接触が必要なのではないでしょうか。

小竹委員 (淀川部会)

これは質問というより報告を皆さまに見て頂こうと思います。昨日、私は英真学園高等学校の生徒 1,000 人を連れて、阪急の鉄橋から長柄まで大掃除しました。オートバイから何からすごい状態です。掃除に 2 時間かかりました。幸いに英真学園高等学校、北野高校を含めて、文化祭と体育祭と淀川河川敷の清掃を 3 大事業として去年から永久に続けることになっています。ありとあらゆる廃捨物としてオートバイからテレビ、洗濯機があり、これらは男の子がおりませんと引っ張り出すのが大変です。

土手に放置されたバッテリーからは硫酸が流れ出て、危険ですから生徒さん達に触わせません。先生と大人が取り扱って処分しました。多分、国土交通省が今日ごみを運んでくれていると思います。非常に社会が困っている現象です。

これを、地域の高等学校、中学校が連携してうまく全域を掃除するようなシステムに持っていきたい。塚本から長柄の間は 2,000 人が毎年やることになりました。これは学校側

から提案したのではなしに、生徒会が自主的に立ち上がって来てくれているということを強調して、ご報告させていただきます。

意見発表者(兵庫県川西市(個人) 山内篤)

本当に大事な、実践の1つの方向性だと思います。

淀川のごみ問題、それが住民にどのような影響を与えているか、これが、私はこの総合学習の導入部分ではないかと思っています。

次に、なぜこれほどごみがあるのか、自分たちの川はなぜこうなっているのか、その背景を探っていくということをしします。そうしながら、総合的な淀川をとらえていく、その作業が考える力になっていくということだと思います。

それから前後しますが、私が資料で示したものは小学校の例ではなくて、中学校の例です。総合的な学習の時間というのは、全部の教科の先生がそれぞれ力を出し合って、例えば淀川学習を展開するわけです。ですから、社会科、数学、理科、英語等の全先生が、お互いに協力し合って、淀川をどう学習するかということ計画し、ねらいを設定して、全校を挙げて、或いは学年ごとに実践しながら3年間を積み上げて特色ある学習をめざすというものです。もちろん、「淀川」だけではなくていろいろなテーマがありますが、こうした形でやっていく学習なのです。

従って、中学校の段階になれば中学生らしい、例えば、地理的現象、淀川の歴史、そして治水、洪水の問題、文学、生物、いろいろな工業、産業の面、環境の問題、そうしたものを総合的に理解できるのではないかと思います。そうした要素を持っていると思っています。

そういう面で、この試案は1つの例として挙げたわけです。そのときに専門家がこれにどう関わっていくのか、学校に行き、地域とつながっていくのか、そういったことができる学習であると思いい、そういう例を示しました。

また、小学校は小学校なり、また、地域によっては随分違ったケースがあって、まだまだはっきりした形になっていないものですから、これから積み上げていける要素を随分含んだものであると思っています。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

最後に報告して頂いた中西さんから、「感動できる川」という、非常に魅力的なフレーズを理念としておっしゃって頂きました。この資料1の18ページの下の方に3つの項目で挙げておられる第1番目の、「川の特徴を生かした川づくり」、この中に書いてあることなのですが、「河川区間だけでの従来のようなハードな対策での治め方では不十分な場合もあると思いますので、流域全体で総合的な視野に立った、総合治水や総合土砂管理のような考え方を導入し」とおっしゃっています。基本的な考え方は私もお意見に同感できるのですが、具体的にどういうことを考えておられるか、ご紹介頂きたいのです。

意見発表者 (大阪府大阪市 (個人) 中西史尚)

生き物のことや、川の特徴等を追求していくと、やはりダムや堤防をそのままの状態で作っていくというのは難しい場合がありますので、例えば、溢れた場合の対策や、住民の危機意識をもっと高めて、ひょっとしたら川が溢れるかも知れないという考え方を、地域の人にも知らせてもらわないといけません。その流域に川があるということをもっと知ってもらいたいと思いますが、そういう意識が、川に関心を持てるということと共通してくると思います。

その他にも、今、実際やられています総合治水対策として、小学校のグラウンドに遊水機能があるとか、そういった細かいこともあるのですが、川だけではなくて市町村なども含めた、一体となった取り組みが必要かと思っています。

あまり具体的にイメージを持っているわけでもないのですが、一般的なことで、すみません。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

会場の傍聴の方からのご意見、ご質問を受け付けたいと思います。

傍聴者 (関川)

奈良から来ました関川と申します。

川西市の山内さんのお考えに賛成なのですが、これはお尋ねするというより私の考え方です。先ほど、中西さんからも提案がありましたように、今の子供たちに一番必要なのは、川を通して自然そのものともっと直接的に接する機会を与えることではないかと思っています。

山内さんがお書きになったこのカリキュラムでいきますと、川の文化に関する側面はこれで網羅されていると思いますが、自然そのものを代表する川と人との関わり、その辺にもっと視点を置いたカリキュラムが必要であろうと思います。

川と人との交わりの中で、川というのは、いつも平常で穏やかなものではないわけです。数年前に関東の玄倉川で、遭難事故がありました。この時に、川の危うさ、持っている力、これは治水対策もひっくるめての話なのですが、そういった側面が浮き彫りになりました。川は自然そのもので、荒れるときのその力のすごさ、こういった面をきっちりと教えておく必要があるのではないかと思います。

しかし、そういった教育を、先生方が基本的に全部段取りされるというのは、先生に対する負担が非常に大きいだろうと思います。それで、今お集まりの委員の皆さま方やご存知の方々、或いは、今ここに傍聴に来られている関心をお持ちの方々の中に、非常に知識豊かな方がおられますので、そういった方々の力をお借りして子供たちの教育に当たるといのがよいのではないかと思います。先生も、必ずしもそういった分野に関心や、或いは知識や、経験がある人が揃っておられるとはとても思えません。それぞれの地域の皆さまや知識のある方をお願いしたらよいのではないかと思います。

NHKで「ようこそ先輩」という番組がありますが、ああいった形で地域のボランティ

アの方に教育して頂くというのが、とてもよいのではないかと考えています。

次に、山城町の計画で、木津、泉大橋のちょっと下の辺りに堰堤を設けて云々という発表があったのですが、この堰堤を設けることの意味合いと、それから、山城町というのは木津川に対して、行政サイド、或いは人間サイドから、どうするのが木津川のためによいのか、或いは下流域の人たちにとってよしいことなのか、その辺りをどう考えておられるのかお聞きしたいのです。この文案を書かれた方がおられないということですが、私はこの案に非常に危機感を持ち、心配なのです。

これは多分、土手の上から川を見ておられると思いますが、私は、木津川を年 30 回ほど、川下りをしながら、川の水の上から見ています。川の方から見ると、山城町の辺りの水は、木津川では一番きれいなのです。それで、大変よい所だと思っているので、これを書かれた方と意見がまるっきり違うのですが、その辺を今度は水の上から、或いは自分が一個の生き物になったつもりで、是非とも見て頂きたいと思いました。

庶務（三菱総合研究所 新田）

もし山城町の方、簡単にお答えできるのであれば、お願いできますか。

意見発表者代理（山城町（自治体） 小川）

今の意見に同感なのですが、この構想というのは、いろいろな意見を集めたという形で考えて欲しいと思います。

山城町自体、皆さまが京都、奈良へ行くのに山城町を素通りしていく中で、笠置周辺は皆がカヌー遊びをしています。私は道しか走ったことはないのですが、そういう状態の中で自然が残されて、ずっと来たわけです。

集えるというのは、資料 1 で書いています町村合併や人々が集えるという言い方のニュアンスがちょっとわかりにくい点もあるのですが、山城町と木津町、精華町が分断されているという言い方をする住民の方も多いと思っています。それで、遊び場所が欲しいという名目で堰のような今の時代に逆行した意見が出てしまったような面もあります。

聴取した意見をまとめると、美しい木津川が保全されるような傾向で、できれば子供にも大人にも最終的には集まって頂けるような場所にしたいというのが本音であると考えています。

紀平委員（淀川部会）

先ほどの関川さんへのお答えが自然を生かしてということで、本当に安心しました。

そのモデルとして、資料 1 の 15 ページに、「美しい木津川へ」と題した写真があります。木津川では一番ここが良いのです。

私は水の中の魚、それからカワニナや貝、そういったものを調べていますが、ここは白波、瀬があって淵があって、アユもたくさんいるし、魚の種類もこの辺りが一番多いのです。少し増水すると、1 段下がったところに緑の濃いところがありますが、ここに水が上がって、非常にたくさんの魚が産卵しています。少しへこんだところは水たまりができる

のですが、その水たまりができた時に卵がふ化します。そして、稚魚が次の増水を待って、本流へ供給されます。この辺りは木津川で最もよいところで、是非、ここをモデルにして、山城町の役場の方は取り組んで欲しいと思います。

カヌーで下られたりしてどうですか。景観もよいし、生物も最も多いところです。是非、モデルにして下さい。

傍聴者（関川）

山城町の辺りは、一番誇ってよい場所だと私は思っております。笠置ももちろんよいのですが、山城町はもっともっと自然に恵まれていると、私は思っています。

塚本委員（委員会・淀川部会）

とてもよいですね、そういうコミュニケーションというか。

我々も、「子ども水フォーラム」というのを 2003 年に行おうとしています。いろいろなテーマを持ってやりたいと思っています。その時に一番土台にしたいのは、子供の問題に対して、大人たちはどうしていくのだということで、コミュニケーションをやろうとしています。いろいろな意味で同世代、異世代間のコミュニケーションがなかったのです。今日、こうして来ておられる方、ダムと水道を考える会の方も、こういう現場の実態に対して、どう考えるかという実は治水も本当は必要なのです。

ですから、ある意味ではとても感動しました。本音が出てくるというか、そういうことが起こってくること自身が、本当の再生の大事なところではないかと思いました。

ありがとうございました。

川上委員（委員会・淀川部会）

一昨年の 9 月に、「川に学ぶ体験活動協議会」というのが、東京の河川環境管理財団を事務局にいたしまして活動を始めています。国土交通省がバックになりまして、河川 4 団体、河川環境管理財団、リバーフロント整備センター、河川情報センター、もう 1 つ、日本河川協会、それから、全国の NPO が、現在 66 団体参加して、全国で川での体験活動を広めつつあります。この協議会で講師の派遣もいたしますし、川でのいろいろな体験活動、安全指導、救急救命法だとか救助法も含めての指導もしております。それから、魅力ある川づくりの推進、川の指導者の養成講座、全国各地でのいろいろなイベントの開催も行っています。将来的には全国の 109 の一級河川に、この川に学ぶ体験活動の推進のための世話人、もしくは流域センターのような NPO をつくっていこうという方向で活動しています。

それから、もう 1 つ大事なものは、川でこれから総合学習を行う、或いは川の指導者が川でいろいろな活動をするに当たって、不幸にして事故が起こった場合に、今の保険制度では十分な補償ができませんので、もっとしっかりとした、保障金額も十分出るような、そういう保険制度を創設しようということで、1 年半余り大手の保険会社の団体と検討しております。

私はその協議会の理事をしておりまして、三重県の名張にある私どもの会でも、小学校、中学校からの総合学習の指導依頼が殺到してしまっていて、殆ど毎週のように、私は小・中学校へ訪問して、授業をしたり、川での指導をしたりしています。地域の小・中学校はもちろんです、協議会から派遣されて、鳥取県や来週は松阪の方に参りますが、指導員として全国を回ることも分担して始めています。是非、このことに関しては、また私の方にお問い合わせを頂きたいと思います。できるだけ協力はさせて頂きたいと思います。

傍聴者(野田)

枚方市の野田といいます。

「一般からの応募意見集」145 ページに意見を出しています。私は西牧野というところに住んでいますが、国土交通省の浄化池があります。ひょうたんみたいな池ですが、そこに去年の夏から、正式名称は知りませんが、ヌートリアという大型のネズミみたいなものが繁殖を始めています。もう1つ、ウォーターレタスも一夏でいっぱい繁殖しました。いつも、そこにはバンが5、6羽いました。要は、そういう外来種の繁殖がいろいろあるのではないかと思います。この辺について、私は素人ですが、どのようにお考えか、どうしたらよいのかということ、是非とも教えて頂きたいと思います。

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、時間が大分超過いたしましたので、これで前半の会を終わらせて頂きたいと思います。発表をして頂いた方に感謝の意味を込めまして、もう一度拍手をお贈りしたいと思います。どうもありがとうございました。

5時をめぐりに再開させて頂きます。よろしく申し上げます。

〔休憩 16:40～17:00〕

庶務(三菱総合研究所 新田)

これより後半の会議の部を始めさせて頂きます。

まず後半の部の配付資料の確認をさせて頂きます。

先ほど前半の部で説明しましたもの以外に、資料3「現状・課題・方向性検討についての説明資料」ということで、河川管理者。資料4-1「検討課題についての意見整理資料(案)」、資料4-2「委員および河川管理者から提出された検討項目、ご意見とりまとめ表(案)」、資料5「会議の運営に関するお知らせ」。それから参考資料1としまして、前回の「第10回淀川部会の結果概要(暫定版)」、参考資料2「委員および一般からの意見」、参考資料3「検討スケジュール(案)」、以上です。

本日は後ほど、また一般傍聴からの発言の機会を設けさせて頂いております。これも従来どおり「発言にあたってのお願い」をご覧の上、発言をお願いいたします。発言に際しましては、必ずマイクを通して、お名前をおっしゃってから発言頂くようお願いいたします。

それでは、審議に移りたいと思います。寺田部会長よろしく願いいたします。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

最初に、今後の部会の進行関係で少し報告をさせて頂きたいと思います。お手元の資料 2 をご覧頂きたいと思います。

この後、検討課題の大きい項目としての治水の部分について、河川管理者の方から基本的な考え方や具体的な事業の施策についての方向性といいますか、そういうものについて説明をして頂きます。それを受けて皆さまで時間のある範囲で、治水の部分についての議論がこれまで必ずしも十分やっておりませんので、今日はこの部分を少しやらせて頂きたいと思っています。

今後のスケジュールですが、この資料の中に出ていきますように、流域委員会では 3 月末時点で中間的な取りまとめを行うことが当面の目標になっています。従って、淀川部会も含めた 3 つの部会では、3 月末の委員会までに、一定の中間取りまとめに位置するような議論を行うことが、各部会のやらなくてはならないことになっています。

それで、この部会は今日で第 11 回ということですが、次回が 2 月 5 日、その次が 3 月 14 日ということで、あと 2 回の部会が 3 月末までに予定されています。できる限り全体の部分についての議論を深めていきたいと思っています。

治水の部分と利水と、今日いろいろ議論が出ました利用についての議論もまだ積み残した部分が多いと思います。特に利水の関係については、今まで殆ど議論ができておりません。これを次回 2 月 5 日の部会には、そういうところを中心にした議論をして、3 月 14 日の第 13 回では、これまでの議論を全体的にこの部会としての意見集約が一定できる程度までは、議論積み残しの部分を議論をし、また皆さまの考え方が一定まとめられるところは中間的な取りまとめをするという形の議論をさせてもらいたいと思います。そして、3 月最後の委員会の議論に反映をさせて頂くということを考えていますので、そういうことを是非頭に置いて頂いて、今後の議論をして頂きたいと思います。

それから、今日は前半の部で、この部会として初めての一般の皆さまからの意見聴取をやらせて頂きました。既に委員の皆さまがそれぞれお気づきのよう、多々不行き届きの部分がありました。こういう意見聴取は、1 回限りではなく、これから時期、段階ごとに、やはり何回か積み重ねていく必要があると思います。今日の学んだことを次回に生かして、少しでも充実した意見聴取ができるようにしたいと思いますので、この点については、委員の皆さまからもできれば意見を、庶務の方にお寄せ頂ければありがたいと思います。

今後の部会の進め方については、こういう報告でご了承頂きたいと思います。

では、今日の中心的な議題であります「治水」を中心とした部分の問題について、河川管理者の方から、まず説明をして頂きます。以前、委員の皆さま全員にお配りしました「最近における河川審議会の答申内容」の中にも実は出ていることですが、この治水の部分については平成 12 年 12 月、既に 1 年ちょっと経っていますが、中間答申が出ています。これは治水に関しての中間答申、ダムや堤防だけに頼らない治水対策を答申しています。これからの時代に合った新しい治水方法を探らなくてはいけないということが大きな課題になっているわけです。その辺で、今日は十分に河川管理者の方が現在どのようなことをお考えになっているかということをご報告をさせて頂けるとしますので、十分お聞き

頂きまして、後ほどいろいろ質疑、議論をお願いしたいと思います。

それでは、河川管理者の方、よろしく申し上げます。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

資料3を用いて、現状・課題・方向性検討についてOHPを用いて、説明があった。

[主な説明内容]

洪水対策の基本方向と具体的事例

基本的方向として「繰り返す破堤の輪廻からの脱却」、「洪水に対して「脆い」地域から、「したたかな」地域へ」の変換について、昭和28年9月型降雨を1倍とし、同じ等雨量線で2倍の降雨量が降ったと仮定し、具体的な箇所における危険性と対策について説明がなされた。

a. 浸透による破堤対策(枚方大橋下流：河口から24.4km)

- ・24.4km地点で昭和28年9月型降雨の1倍と2倍の降雨を仮定した場合、浸透の勾配、継続時間、堤防の土質を総合的に判断すると、破堤の危険は2倍の降雨では非常に高く、1倍でも破堤する危険があると考えられる。
- ・昭和28年9月型降雨により、24.4km地点で破堤した場合、想定氾濫区域は枚方、寝屋川、守口、大阪市内で、ほぼ18万戸が浸水すると考えられる。また、堤防付近では浸水深、流速とも急速に増すことが予想され、人命被害や家屋破壊、ライフラインや交通網の混乱、床上・床下浸水が生じる。このような状況を「洪水に対して「脆い」地域」と考えている。
- ・洪水に対して「したたかな」地域とは、どのような洪水に対しても、人命が失われぬ、家屋やライフラインが破壊されないことを前提に、同時に浸水被害をできるだけ少なくすることを目指すものである。整備のための対策として、流域対策と河川整備の進め方の2つが考えられる。

(流域対策の進め方)

- ・流域対策の進め方については、国土交通省、沿川自治体、水防団、气象台、陸上自衛隊、警察、NHK、鉄道協会、NTT、関西電力、大阪ガスで構成されている「淀川洪水危機管理検討会」によって、対応計画が検討されている。
- ・検討会による対応計画としては、「淀川の改修および被害軽減のための措置」、協議会の常設等「防災組織、体制の充実」、住民へのリアルタイムの防災情報の提供等「情報伝達体制の整備」、危険の早期発見のための堤防の監視システム等「観測・監視体制の整備」、地下街などの地下空間での光や音を使った避難誘導等の「避難収容体制の整備」、学校での防災教育、水防団の活性化等の「地域防災力の向上」、地下施設の耐水化等「被害軽減のための対応」、水防拠点となるような資材が設置された「河川防災ステーションの整備」が検討されている。現在、一部で実施されている対策としては、インターネットやiモードを使った防災情報の提供、ハザードマップの作成が上げられる。
- ・24.4km地点で破堤した場合に想定される浸水区域の殆ど全部が市街化区域となってお

り、洪水氾濫を想定しない市街化が進められていると言える。洪水氾濫と土地利用、都市計画との調整が今後の大きな課題として残っている。

(河川整備の進め方)

- ・破堤の回避ができれば、「洪水による破壊力の緩和」、「氾濫速度の緩和」、「氾濫水量の減少」が可能となる。破堤しないことが最優先されるべきと考える。具体的な方策としては、堤防の撤去、沿川地上げ(スーパー堤防)、浸透対策工が考えられる。
- ・堤防高低減、あるいは除去をすれば、破堤回避、地域と河川との分断修復は可能となるが、洪水、浸水頻度が増大する。沿川地上げ(スーパー堤防)では、破堤回避、地域と河川との分断修復が可能となるが、市街化が進んだ地域では町づくり計画との調整に時間を要するというデメリットがある。
- ・浸透対策工としては、堤防の前面に遮水シートと矢板を入れ補強する方法があるが、洪水に対してしぶとくはなるが、どのような洪水に対しても万全というわけではない。あくまでも応急的な措置である。
- ・上流のダムによる洪水位の低減については、大戸川ダムが完成すれば、昭和 28 年 9 月型降雨の 1 倍で約 20 cm、2 倍では約 25 cm 水位を下げる事が可能になる。川上ダムでは 1 倍で約 10 cm、2 倍で約 7 cm 下がる。また、河床掘削で、2 倍の降雨に対応するには約 7.5m の掘削が必要となるが、2 倍以上の降雨では破堤の恐れが残る。

b . 越水による破堤対策(木津川大橋下流：三川合流点から 3.2 km)

- ・木津川 3.2 km 付近では、昭和 28 年 9 月型降雨の 2 倍の降雨で、水位が堤防の高さを越え、越水による破堤が起こると予想される。この破堤による氾濫によって、約 6,000 戸が浸水被害を受け、最も深いところで 3m から 5m の浸水深となる。
- ・越水破堤の対策としては、まず、沿川地上げ(スーパー堤防)があるが、時間を要する可能性があり、応急対応としてはデメリットがある。
- ・堤防全体を遮水シートで覆い、矢板を打って堤防の周りを鎧のように補強するアーマー化は洪水に対してはしぶとくなるが破堤の危険は残る。また、地域と河川との分断修復もできないが、応急的な対応はできる。
- ・堤防の中央に鉄やコンクリートの矢板を入れる二重鋼矢板を実施すれば、破堤回避、応急対応はできるが、地域と河川との分断という点では従来と何ら変わらないものである。
- ・ダムによる洪水位の低減では、上流の川上ダムが完成した場合、昭和 28 年 9 月型降雨の 1 倍で約 17 cm 水位が下がるが、2 倍になるとほとんど効果は得られない。

c . 狭窄部上流における対策(岩倉峡上流：三川合流点から 58.0 km)

- ・現在、上野盆地では上野遊水地計画事業が進められているが、遊水地事業と上流の川上ダムの両方が全て完成した場合に、昭和 28 年 9 月型降雨の 1.2 倍の雨を想定すると、58.0 km 付近の浸水面積は 117ha、平均浸水深は 0.6m となる。1.2 倍の降雨での氾濫を回避するには、現在低い部分の堤防の高さも改修したと仮定して、岩倉峡の開削で 120 m³/s の流下水量の増加が必要となる。(近畿地方整備局 木津川上流工事事務所長 福田)

- ・木津川支川の名張川では、昭和 28 年 9 月型降雨に対して、現在約 0.8 倍の容量である。1.2 倍に対応するには、堤防の強化と同時に河道掘削、あるいは引堤といった方法が必要となる。(近畿地方整備局 木津川上流工事事務所長 福田)
- ・上流の浸水被害をなくすため狭窄部を開削し、流化能力を増やすと、下流の流量は増加し、破堤の危険性は増大する。昭和 28 年 9 月型降雨の 2 倍の降雨量で下流において破堤の恐れのある堤防の延長は 1.5 km 増加する。
- ・岩倉峡、鹿跳、保津峡の狭窄部を開削した場合、下流での破堤を回避するための全川的な対策にかかるコストは、スーパー堤防では約 7,500 億円、二重鋼矢板で約 5,900 億円、アーマー化で約 2,000 億円が見込まれる。
河川整備計画策定のための洪水対策の論点
- ・洪水対策の論点として 1. 基本方向、2. 対策の優先度、3. 実施場所の優先度、4. 土地利用の制限、調整の 4 つをあげている。
- ・「基本の方向」として、従来は目標規模の降雨を決め、目標規模降雨を無害に海に流すために、堤防の構築、嵩上げ、河道掘削、ダム、遊水地等を作り、上流の流下能力をアップすると共に堤防の質的強化を図ってきたが、転換後は、どのような規模の雨が降るかわからないことを前提として、人命被害や家屋破壊などの壊滅的被害をもたらす破堤を回避するために堤防の強化を行い、危険を高める堤防の嵩上げや上流の流下能力を高めることはしないといったことを基本に、併せて浸水頻度の軽減を図る考え方に転換する。
- ・流域の減災対策についても、目標規模を越えた降雨に対しては破堤の危険があった従来の対策から、破堤回避を前提とした対策へと変わることが予想される。
- ・「対策の優先度」では、破堤回避を最優先するのか、破堤回避と浸水対策を同時実施するのか、あるいは別の考え方の 3 つがあげられる。「実施場所の優先度」では被害頻度、深刻度を勘案しながら、洪水対策の基本的な考え方が決まることによって、具体的な優先実施場所の評価が可能となると考える。
- ・「土地利用の制限、調整」については、従来の治水対策には入っていなかったが、洪水氾濫を考慮してこなかった土地利用が洪水に対して「脆い」地域を造った一因であることを考えると、今後の河川整備計画にどこまで盛り込むべきか否か、大きな論点となるのではないか。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

非常にうまく整理をして頂いて、最後にこの部会の方で特に議論をしなくてはならない項目も一定示して頂いたので、これからの議論には非常に有益な説明を頂いたと思います。

今日は予定の時間は 6 時までで、もうあと 5、6 分しか時間はないのですが、15 分くらいの範囲内でオーバーしても構わないということになったようですので、委員の皆さまから今の説明に対する質問をお願いしたいと思います。

山岸委員 (淀川部会)

基本に関する事なので、一番真っ先に聞きたいのですが、まず想定する降雨として、昭和 28 年 9 月の洪水が 1 倍です。雨量が 2 倍になったらどうなるか、これの前提は 2 倍になったときに等雨量線が全く同じであるという仮定に立って、ということです。しかし、気象条件で全く同じように雨が降るなどということは、私は信じられません。今の技術でしたらいろいろな等雨量線を予想してシミュレーションできると思います。そういうものを全てやってみた上でやらないと、事は非常に社会的な影響が大きいと思います。これが何につながっていくかということ、最後にはハザードマップにつながっていくわけです。どこが切れるとか何とかいって、あの様に危険な地域が赤い色を塗られるわけですが、どうやってつくるのかというのを、私も今日初めて聞いて非常にびっくりしているのですが、その挙げ句に 7,500 億円とか 2,000 億円という話も出てくるわけです。その基本というのは全て想定する基本降雨なのです。これはいくらなんでも乱暴ではないかと思いました。そここのところを聞かせて下さい。

それともう 1 点、24.4 km はなぜ 24.4 km なのですか。全部の箇所をシミュレートしてみ、24.4 km はあなるとい話なのでしょうか。それとも 24.4 km は非常に危ないからという話なのでしょうか。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

まず、24.4 km には意味はありません。どこでもよかったのです。たまたま、皆さま方も現地視察に来て頂きましたので、枚方近辺で示しますよということです。従いまして、どこをとって説明してもよかったのです。あそこでも浸透によって堤防が切れる恐れがあるということで、ご説明しただけです。

それから、昭和 28 年 9 月型の降雨以外にもいろいろな降雨パターンがあるではないかということですが、確かにそうです。ただし、いろいろな降雨パターンがあります。それでは一体どのような降雨パターンがあるかということ自体も、これははっきり言って想定できません。昭和 28 年 9 月というのは、今の淀川水系の中で、今までで一番被害が大きくて洪水量も多かった洪水なのです。そういう雨の降り方でしたので、まずそれを代表的に示して、やっていこうということで選びました。そうでないと、降雨のケースが無限に出てくるわけです。何年のパターンで、例えば 2 倍だとか、何年のパターンで 1. 何倍だと出てくるわけですので、まずは、少なくとも昭和 28 年 9 月型の降雨でさえもこういう事実ですということをご説明した上で、委員の方々にこの方向を議論して頂きたいということです。

山岸委員 (淀川部会)

私は無限ではないと思います。9 月と限れば、非常に気象状況というのは似てくるから、ひょっとしたらいろいろなものを並べたら同じになるかも知れません。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

それは幾つかのパターンがあると思います。代表的な洪水、例えば 5 つとってもよいで

しょうし、10 とってもよいと思います。

山岸委員 (淀川部会)

少なくとも 10 くらいはやってみて、どれをやってもこうなるというような説明がなければ何も言えないと思います。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

それはよいのですけれども、少なくとも、昭和 28 年 9 月と同じ降雨パターンで、これくらいの雨が降ったらここで破堤する危険性がありますということは、それは事実なのです。それが、例えば他のパターンでしたら、ほかのところでも破堤の危険性が出てくるかもしれません。しかし、それは、より対策をしないといけないところが増えてくるということです。

山岸委員 (淀川部会)

確かにそうですが、事はああいう真っ赤に塗られた図が出るわけです。しかもそれを 24.4km 付近で破堤する。私は何故、それを聞いたかという、赤い色が大阪平野中いくわけです。そこより下で破堤すれば、もっと赤い面積が少なくなるわけです。ですから一番赤くなるようなところで切っておいて。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

違います。24.4 km で被害が激しい、氾濫が激しいから切ったわけではありません。もっと被害が激しいところを切ろうと思ったら、大阪に近い、例えば都島の方が大きくなります。

山岸委員 (淀川部会)

しかし、ハザードマップというものがあのように印刷されるときに、もう少し慎重にやらないといけないのではないかというのを、私は申し上げているのです。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

より精度を上げるということはあるかと思います。精度云々の議論の前に、未曾有の大雨が降ったときには、こういうことに少なくともなりますと、その事例として挙げているわけです。他の降雨のときには変わるかもしれませんが、少なくとも昭和 28 年 9 月型の降雨で降ったときには、こうなります。これは、決して事実を曲げているわけでもありませんし、客観的な事実です。それをもとに、委員方で議論されて、それでは不足ですからもっとこれをやれと言われるならやるということです。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

今の議論は少しおかしいのではないですか。要するに、基本的なところということで、河川管理者側が恐らく、あらわされた意図というのは伝わっていないか、理解されていないよう

に思います。逆に、何年確率でとやってきて、それは基本的に合わないわけです。ですから基本的な実態として、どれだけの雨が降ればどういう被害を受けますということを基本にしましょうかということで、割とはっきりわかるような内容です。それを、どこで雨降っているかというシミュレーションをして、何年確率なんて決めたら、この委員会の初期の確認に戻って、殆どそれは実態に合わないことがいっぱい起こってきたことです。もっと同時に、もっと不都合な、今まで環境だと言ってこられたこと自身がおっしゃっている内容では入っていけないということ。もちろん、雨の降り方の時間的な強度によっては、どれだけ越水が起こるかという頻度とかは、考えないといけませんし、恐らく整備に参考となる基礎的なものですが、基本的には、以上の考え方でなかったら今の状況では、環境と言われること自身の要因が十分に入ってくるということは難しいと思います。

荻野委員（淀川部会）

「したたか」整備と従来型の整備の違い、もうひとつ私ははっきり理解できなかったのですが、想定する洪水を、従来型では確率的にどんどん上げていったのですが、これは悪循環に陥るのでやめておこうとした結果、想定する洪水を非常に大きなものにしてしまって、それに向かって整備をするのだと聞こえました。これはひょっとしたら違うかも知れないのですが、「したたか」整備において整備のもととなる基本量をもう少しはっきりして頂きたいというのが1点です。

それから、破堤をしないという前提が「したたか」整備であるように聞こえたのですが、これはよいですね。破堤させないということですね。破堤には浸透破堤と越流破堤の2種類あるとおっしゃいました。越流破堤は何となくわかるのですが、浸透破堤がどういうメカニズムで、どういう仕組みで起こるのかを、一度わかりやすく説明して頂きたいと思います。そうでないと、なぜ裏に泥を盛れば浸透破堤が全部なくなるのか、或いは何mくらい裏に盛ればよいのか、その辺がはっきりしないので、7,500億円がどのくらいの数字なのか、少しイメージができないのです。特に浸透破堤については、土でつくったものだから、浸透することはよくわかるのですが、高さが100mとか150mオーダーのアースダムはつくれるわけです。高さは問題ではないのだらうと思いますが、そのときに浸透破堤がどういうメカニズムで起こるのが2点目です。

それから、この「したたか」整備と流域対策のための協議会との関係が、大変にギャップがあるような気がするのです。協議会というのは、洪水が起こることを前提として作るのだらうと思いますが、「したたか」整備の方は洪水が起こらないということを前提として整備をするということです。協議会というのは、ちょっと意味が違うのかもかもしれませんが、地域オリエンテートなものであって、市町村等と関係する、洪水が起こるようなところの人が中心になって何かやっていくものであるにもかかわらず、大所高所から形式的なものをお作りになっているという印象を受けたので、この3点、次回、ご説明頂きたいと思います。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

今、一部でもすぐにお答えできる部分があれば言って頂いて結構です。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

先ほど言いました浸透破壊のメカニズムというのは、非常に技術的なこととなりますので、ちょっとここでやるのももったいないと思います。また後で、資料等で説明したいと思います。

それからもう 1 点だけ、協議会というものは氾濫を前提としているが、私どもが言っている「したたかな」地域とは氾濫を前提としていないとおっしゃったのですが、それは違います。私どもは協議会等で流域対策をやらなければいけないと思っています。これはもう今でも必要ですし、将来も必要なのです。そのときに堤防が壊れるということを残したままで、いくら協議会で議論しても、どこかの穴が抜けているのに水を掻き出しているようなものであると思います。そうではなしに、流域協議会において、流域の中の減災対策をやるという意味においてもハードな方の堤防というものは、切れないような質的な強化をすることがまさに前提になるのではないかと思います。それが同時並行的といいますか、必要になるのではないかという意味ですので、そこに矛盾があるとは全く思っておりません。

今本委員 (委員会・淀川部会)

ちょっと繰り返すようですが、先ほどの降雨パターンの問題ですが、これは仮想した雨ですから、どんな雨でも、幾らでも仮想できます。ただ、時間的にも場所的にも全部それは変わってきますので、無限に仮定することができます。また、もっと少ない雨で淀川の流量を大変大きくしてやる洪水も選び得るわけです。ある 1 カ所に非常に集中的に降らしたらよいわけです。しかし、そんなことでは、人の信用が得られませんので、昭和 28 年 9 月の降雨実績をもってやるということになります。もっともらしいという意味で、私はそれはそれで結構ではないかと思えます。

次に質問ですが、資料 3 では河川整備計画策定のための洪水対策の論点ということで書かれています、全部ハードのことが書かれています。例えば水防活動のこと等、ソフト面は河川整備計画には入れないのですか。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

水防計画、或いは水防団の話等、流域内の対策も河川整備計画に当然入れるべきだと思っています。

資料 3 で書いたのは、あくまでも河川整備の、どちらかというところとハードな方の方向をどうするかということです。

谷田委員 (委員会・淀川部会)

わかりやすい問題提起でしたが、私が知りたいのは、「したたか」な防災のときに絶対に

避けたいのは破堤だ、それから被害としては、人命被害を避けたいということですね。今の洪水のシミュレーションは浸水被害です。ところが、実はその先に、これくらいの浸水が起きたらどれくらいの人命が失われる、それから破堤のない浸水は人命被害殆どゼロと仮定されているのかも知れませんが、現状の破堤に伴う人命被害をそれだけ重く置くのでしたら、人命被害の程度を示すことは非常に難しいのかも知れませんが、少し判るような資料が欲しいという気がしました。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

私もそうと思いますが、それでは今、24.4 km付近で破堤した場合に、どれだけ人命がなくなるのかということについては、例えば時間にもよるでしょう。夜なのか昼間なのかにもよるでしょうし、はっきり言ってわからないのです。逆に言えば、人命がどれだけ失われるかわからないような状況なのだということです。先ほど、例えば水深なり流速なり、流体力と言いました。ああいう破堤が起こったらこういうことが起こります。逆に、破堤がなくなって溢水だけであれば、水がたらたらと溢れるだけですから、そこにおいては大変な違いがあると思います。

もっと迫力あるためには、破堤したら何万人死ぬが、破堤がなくなったらどうなる、ということを出せばよいとおっしゃると思いますが、それは出せません。人命被害はわからないという、それほどいいかげんな、脆い状況が現在だということです。

谷田委員（委員会・淀川部会）

私は実は溢水、破堤を伴わない洪水でも、人命被害が起きると思います。地下街問題もあります。それと比べたら 100 分の 1 になるとか殆どゼロとか、1000 分の 1 になるという、そこら辺は少し知りたいという感じがします。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

幾らやっても出ません。

塚本委員（委員会・淀川部会）

今本委員が言われたように、やはりソフト面を本当に考えていかないといけないと思います。今、人命のことを言われましたが、テレビで事故を見ていると、ここに逃げたらよいのにというところに逃げていないとか、こんなときということも含まれるわけです。

今日前半で、皆さまのご意見が殆ど出揃うくらいに出ました。あとは、意見が出ないという状態は何なのかというのも考えないといけないのですが、本気でやはり取り組もうとしている人たち、或いは川自身何とかしたいと思っている人たち、という意見と、特に京都市内の真ん中に住んでいる人たちは、ある意味では便利でして、殆ど上滑りの意見が多かったです。ということは、これからどれだけソフト面と同時に、そういう町の中の人たちが自分たちの生活実感の中で、自然を思うのだったら、危険ということはどういうことだということを本当に知ってもらえるようなシステムというか、ありようというのを根本的

に考えていかないといけないのではないかと考えます。

荻野委員 (淀川部会)

破堤災害というのは、非常に大きなものでありますから、破堤災害を起こさないということの裏返しは越流型だと思います。パリのセーヌ川は、何年に1回は越流するわけです。しかし、だれも災害とは思わない。また来たという感じなのです。それはなぜかという、「したたか」プラス災害としての被害が小さいわけです。洪水力が小さいから、浸水はするが被害はないということ想定することが前提だと思って、私は「したたか」を聞いていたのですが、何かそうではないような説明であったので、ちょっとがっかりしました。それはなぜかという、堤防を一部低くして、越流堤をたくさんつくって、1カ所でなくて、上流、中流、下流、最下流といういろいろなところで左右両岸にわたって、全般的に越流させるのだとしたら高い堤防も要らないし、大きなお金も要らない、ソフト対応や、浸水区域内の対応がつくのではないかとということ想定して聞いたのですが、それによろしいのですか。或いはそれだと間違いなのか、その辺、ご説明願います。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

非常に重要な指摘だと、私、思います。先ほど 24.4 km のところで、堤防を例えばなくすという話をしました。それは、堤防を今よりも低くするというのも、そして、今、荻野委員がおっしゃったように、そこを越流堤にするということも、本当に、全ての流域が合意できたらあり得ることだと私は思っています。

1 つには、例えば上流でやっている遊水地はまさにそういうことです。ただし、今ある堤防の高さを下げるということは、確かに破堤のときのダメージは小さくなりますが、溢水して浸水する頻度は上がるわけです。今より高いところを低くするわけですから、それが本当にこの流域として合意できるということがあれば、私は、もっと大きな方向転換だと思います。そこは、我々が原案をつくるにあたりまして、この部会でどのような意見を頂くかということだと思っています。

田中委員 (淀川部会)

素人として素朴な疑問をお伺いしたいのです。24.4 km の破堤からの水害、或いは昭和 28 年 9 月型降雨を基準にしたこの被害は、どういう計算方法で出されたのか、それを 1 つお聞きします。それから、昭和 28 年以降、上流部については、河川環境も随分変わってきているのと、治水という面ではあまり改善されていないと思うわけですが、例えば洪水の到達時間だとか、或いは流出係数だとか、いろいろな条件がやはり変わってきていると思います。時代の変化のそうした環境も計算に入れられて、こういう報告になったのでしょうか。

もう 1 つは、環境の悪化からいえば、逆に被害が大きくなるような上流部の河川環境になっていないかということも踏まえて、ちょっとお聞きしたいのです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

計算のやり方というのは、細かなことはご説明しませんが、雨はそれぞれ今の実績の雨、そして、その2倍という雨を降らしているわけですが、それが現状の土地利用、森林状態、川の改修、上流のダム状況においてどれだけ下流に流れてくるかというのを計算しているわけです。そのときには、溢れるところがあります。そこは溢れる計算をして、その分は下流に流れてくるのは少なくなるということを、それぞれずうっと断面ごとに計算して、例えば先ほどの24.4 kmでは、この程度の流量が来て、こういう水かさになりますという計算をしています。

ただし、これもあくまでもモデルの計算ですから、それが本当にどこまで正しいのか、それは疑問はあると思います。ただし、我々が今技術的にできる範囲での最大の精度を上げた計算だということです。

塚本委員（委員会・淀川部会）

今、思い出したのですが、2年前に東海豪雨で新川は破堤しまして、あそこを見に行ったのですが、破堤した後の状況は、例えば後ろに林があるとか、公園の構造物があるとか、それからしっかりした建物があるとかで全然違います。ですから、時間経過によって、最終的にはどのくらい浸水するのか。その水の引き方もまた非常に問題があって、そういうことというのは、まだまだいろいろ総合的に考えていくことがあると思います。その辺も含めて、話していくことが大事だろうと思います。

槇村委員（淀川部会）

資料3の1ページ「4.土地利用の制限、調整」という項目をここに書かれたというのは、今回、大変重要なことだと思っています。堤防が切れないという前提で、越流堤をたくさん作って、しかし、越流被害は少なくするというのを、荻野委員がおっしゃいました。そういう方法もあり得るのではないかと思います。一番難しいのは、淀川流域は農地が多いところでなくて、都市、市街化地域が都市計画地域にかかっているところが一般的であるということが非常に問題だと思っています。

例えば、地方分権の中で都市計画が、かなり市町村でできるようになったわけです。そのときに、今どこが破堤してその地域がどういうところであるかということによって、被害は非常に違うと思います。しかし、その越流した地域、或いは可能性がある地域の人たちが町をどう考えるか。例えば、そのまちづくり全体を考えて、しかも手続上、危険な区域を設定していく。或いは、計画の中でその用途を考えたり、或いはもっと細かい条件づけをしたりしていく。そうなりますと、住民の協議、合意というものが非常に重要になってくるわけです。そういうことを今まであまりしたことがないと思うので、防災意識、或いはリスク、危険ということについても、協議をやらないといけないと思います。

どうしてこういうところに建物が建つのだろうか、或いは地下街ができるのだろうか。或いは、1階部分をなぜこういう利用の仕方をするのだろうか、今まで思ってきました。建築の利用についても、建物についても、いろいろ協議するところが多々あると思います。

そのことをするというのは、実はスーパー堤防のように、かさ上げをするくらいにエネルギーが要って、時間が要ることではないかと思えます。しかし、1つの方向としては、これをどうしても景観も含めてやっていかなければならないと思えます。ただ、この計画をつくるというのは、今のスケジュールでしたら、ある段階で中間報告みたいなものを出してやっていくわけです。計画というのはある年限がありますから、この際、大きな方向としてこういうものを入れていくのか、具体的にこの段階でこういうことをやっていかなくてはいけないと入れていくのか、その辺の時間の進み具合がかなり違うと思えます。

私は、大きな方向としては、入れていかないといけないし、書き得ることは書いていかないといけないと思えます。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

この淀川部会で議論をしないといけない項目として、今日は参考に4つの項目が河川管理者の方からでした。少なくともこの4点については、重要な事項ですから検討が必要だという指摘をしてもらった部分の1つについて、今、楨村委員の方からご意見があったのですが、これは皆さまで、できれば次回には議論をしたいと思えます。もちろん土地利用の制限、調整を必要とした場合にどういうことが可能か等、そういうことを河川整備計画の方にどういう形で盛り込めるかということについて議論をしないといけないだろうと思えます。

いつもの通り傍聴の皆さまからも、後半の部分についても是非意見を言っておきたい、もしくはこの点だけ聞きたいということがありましたら、短時間であれば可能ですので、どなたかありますか。

傍聴者（古谷）

桂川中流部の亀岡は、保津峡の狭窄部の直上流に位置し、日吉ダムの洪水調整と併せて桂川の河道改修をして、そして洪水を治めていくということで、日吉ダムは既に平成10年から供用開始されておりますが、桂川の河道改修は引提区間の第1期工事が終わって、第2工事が今進められています。昭和28年にも非常に大きな水害を受けまして、そして、その前の年昭和27年には、桂川の氾濫と桂川支川、年谷川上流の平和池決壊で百数十名の方が亡くなり、そういった氾濫や被害が非常に多くあるわけです。

昭和57年に筑波土木研究所で保津峡の開削方法等についての模型実験がされて、その結果を受けて現在の計画が策定され、河道改修が進められているわけなのです。亀岡は段階的整備の過程では、カスミ提による遊水機能の保持はありますが、最終的には堤防の締め切り洪水は河川内に治める計画となっており、決して遊水池をつくるものではありません。治水対策がやはり亀岡のまちづくりの生命線であり、大きく影響しているわけですが、現在のところは、まだ桂川の河道改修ができないために、亀岡駅周辺がまちづくりできないという現状です。直轄管理区間上流の状況等を十分にご理解いただき、その点をよろしくお願いしたいと思えます。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

ありがとうございました。

それでは、大変長時間にわたって、今日は皆さままでお付き合い頂きましてありがとうございました。

最初にも申し上げましたように、今日は資料の 4 - 1 の方で少し整理を、これまでいろいろ委員の方で議論をして頂いた項目、それからこの部会以外のところでお寄せ頂いた意見を整理していったものを、逐次、庶務の方でつくっています。できましたら次回までには是非ご覧頂きたいと思います。次回は、今日議論できなかった治水について委員の皆さまによる議論を行うことと、利水の部分については、一定、どのような項目のところを議論する必要があるかということ、もう少し資料を整理したものを委員にお配りをしたいと思っています。

来週、流域委員会がありますが、そこでは利水の問題を取り上げることになっていまして、ここでもかなりの資料が提出になる予定ですので、それは部会の委員の方にも全員に配らせて頂きます。その中身を、2 月 5 日まであまり時間はありませんが、是非お目通しを頂いて、中間とりまとめまでに、2 回しか部会が開催できないというところにまで来ておりますので、是非活発な議論をして頂きたいと思います。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

本日の議論についての質問や意見等がありましたら、庶務の方までお寄せ頂ければ、資料の形にして次回お出ししたいと思います。

資料 4 につきましてはご覧頂きまして、本日の審議を終わらせて頂きたいと思います。

本日は時間が長引きまして大変申し訳ありません。これにて第 11 回淀川部会を終わらせて頂きたいと思います。どうもありがとうございました。

以上